

平成二八年度法学部研究教育振興会主催シンポジウム

取調べの可視化をめぐる東アジアの動き

企画趣旨、講師紹介

法学部准教授 内藤 大海

平成二九年一月一日、熊本大学法文棟A1教室において、熊本大学法学部研究教育振興会の後援を受けて、取調べの可視化に関するシンポジウムが開催された。本シンポジウムは、一般学生を対象としたものであったが、前日の刑事法系の演習受講者を対象としたものもあわせて二度にわたって開催された。今回のシンポジウムの企画に至る発端の一つには、ある演習受講者からの問題提起があった。講演録の前にこのことについて特筆しておきたい。その内容は概ね次のようなものであった。

「法学部の教員は研究上『比較法』という手法を用い、諸外国の法制やその運用に様々なアイデアを見出そうとする。しかし、その多くは、英米法やドイツ、フランスなどの大陸法であって、その他の国を比較の対象とすることはないのか。」
たしかに、明治期以降、わが国が近代法を継受する上で、先に挙げられた諸国の法は重要な役割を果たしてきたし、今もなお学ぶべきところが多い。しかしながら、それと比べ近隣諸国の法制は、——少なくとも学部教育においては——ほとんど

いってよいほどに紹介されないのが実情であろう。ややもすれば、今回紹介していただいた韓国や台湾の法制については、わが国の後塵を拝すものという認識さえなくもない。しかしながら、現実にはそうではない。私は件の学生に対し、刑事訴訟法という実定法領域においても、韓国研究に取り組んでいる研究者もいるし、また、法制やその運用、あるいはそれらに関する議論の上で、必ずしもすべての面において日本がアジア諸国をリードしている状況にはないのだということを伝え、捜査段階における被疑者取調べの実情をその一例として挙げた。これに対し、「そうであれば、演習等でその先生方の話を直接お聞きし、質問等をすることはできないか」というのが彼のリクエストであった。

このような経緯で立ち上がったのが、今回の企画である。そこで、まず比較法という観点から二人の研究者、実務家を招聘することとし、さらには学際的研究という観点から認知心理学の知見を取り込むべくもう一方の参加を依頼することとした。以下、手短かに紹介しておくこととする。

まず、一人目の講師である青山学院大学助教の安部祥太先生には、取調べに関するわが国の状況を説明していただき、韓国の状況を紹介していただくこととした。先生は韓国の状況を比較の対象としつつ、身体拘束および取調べに関する諸問題について数々のご論考を公表されており、韓国の刑事訴訟を知る代表的な若手研究者である。

二人目は、台湾の陳誌泓（チン・シコウ）先生である。先生は台湾大学法学部を卒業後、大学院に進学された後、台北市で弁護士として活躍されている。大学院生時代には北海道大学での留学も経験され、帰国後も刑事訴訟法の研究に従事されていた。実務家になってからも刑事事件に携わり、実際に弁護士として取調べへの立会った経験を有する貴重な存在である。

最後に、虚偽供述が生み出される仕組みに関する分析について、認知心理学的見地から石崎千景先生にお話いただくこととした。先生は、九州国際大学法学部に勤務されており、これまでも法と心理学に関する学問的関心から様々な論考を公表されている。なぜ今取調べの可視化が問われなければならないのかについて、実証学的見地から話をいただくことにした。

前述のとおり、本企画は一人の学生の素朴な疑問に端を発したものであった。そのため、いささか思いつきの域を出ないものであったが、各パネラーの先生方のおかげをもって充実したものとなった。この場を借りてお礼申し上げたい。学生の皆さんには、ぜひ日々の学習のなかで抱いた疑問を教員にぶつけて欲しい。すべてに応えることはできないが、なかには結果としてこのような企画に発展する場合もある。今後も学生の皆さんの中から湧いて出た疑問が、このような企画となることを願うばかりである。

韓国における被疑者取調べ録音・録画 —— 現在地と課題を日本と比べながら

青山学院大学 安部 祥太

皆さんこんにちは。青山学院大学の安部と申します。今日はお呼び頂きありがとうございます。まず、簡単に自己紹介致します。専門は、刑事訴訟法です。特に、韓国の刑事訴訟法を比較対象として、被疑者取調べを中心に研究しています。韓国の刑事訴訟法を研究している日本人研究者は、私を含めておそらく二人だけですので、珍しい存在かもしれません。

I. 韓国刑事法研究の意義——なぜ韓国法を研究するのか

はじめに、韓国刑事法研究の意義——なぜ韓国法を研究するのかについて、簡単にお話致します。多くの場合、比較法は、フランス、ドイツ、アメリカを対象とします。これは、その三ヶ国の法が日本に与えた影響が大きいためです。フランス、ドイツ、アメリカの順に影響を受けた日本法と韓国法は、関係がないのではないかと思われる方がいらっしゃるかもしれません。ここで、世界史の近現代史を改めて思い出して下さい。一九一〇年に、日韓併合により、日本は当時の朝鮮を植民地統治しま

す。その後、一九二二年に、朝鮮刑事令というものを発しました。これによって、当時の日本の刑事訴訟法や刑法が、そのまま朝鮮に適用されました。一九二三年に日本の刑事訴訟法がドイツ法体系に変わった際には、同様に朝鮮刑事令が改正されて、ドイツ法体系の日本の刑事訴訟法が朝鮮に適用されました。そして、戦後、韓国はアメリカの信託統治下で、英米法の理念を導入しました。一九五四年に制定された現行韓国刑法は、大正刑法をベースに、英米法の理念を導入しつつ、日本の皆さんの六法に載っている現在の刑事訴訟法を参考にして作成されました。ところが、歴史を見てみると、その後、権威主義独裁体制が続きます。朴槿恵大統領（講演当時）のお父さん、朴正熙などが政権を担った時代です。そして、一九八七年によりやく民主化を達成します。

このように、韓国の刑法は、日本の植民地統治を介して、フランス、ドイツ、アメリカの順に影響を受けています。加えて、植民地統治の影響で、日本法が母法となっているわけです。

そのため、日本と韓国の刑法は、極めて高い類似性・共通性があります。他方で、韓国は、民主化後に積極的な改革を行い、日本における様々な議論を参照しながら、アメリカ型の権利保障策を、法改正あるいは判例法理を通じて実現しています。そのため、日本の議論を先取りした姿を韓国に見ることができま

す。日本にとって、韓国刑事法は、良くも悪くもロールモデルとして機能していると言えるわけです。ですから、韓国を比較法の対象とする研究者は少ないですけど、日本における韓国刑事法研究には一定の意義があると考えています。

II・韓国の被疑者取調べ録音・録画制度

1. 導入経緯

(1) ソウル地検被疑者拷問致死事件

あまり時間がありませんので、早速、韓国の被疑者取調べ録音・録画制度についてお話致します。押さえておきたいのは、韓国では、捜査機関が主導して録音・録画を行ったということです。これには、主に二つの出来事が関係しています。一つは、ソウル地検被疑者拷問致死事件です。二〇〇二年一〇月に、ソウル中央地検庁舎内の特別訊問室で、被疑者が死亡する事件が発生しました。これに対して、国民はものすごく怒ったわけですね。そして、検察に対して強い不信任を抱くようになりました。そのため、検察は、捜査の透明性を確保して、国民の信頼を回復する必要に迫られました。この出来事がきっかけとなっ

て、事件から約一年半後の二〇〇四年六月には、全国の一〇地検において、取調べ録音・録画の試行が開始されました。ここでは、検察庁に自浄能力・自浄作用があることを国民にアピールして、信頼を回復しようという狙いがありました。

(2) 調書の証拠採用要件に関する判例変更

それからもう一つ、録音・録画導入のきっかけとなった出来事があります。調書の証拠採用要件に関する判例変更です。皆さんはまだ刑事訴訟法を勉強されていないかもしれませんが、イメージが湧きにくいかもしれません。前提として、韓国における被疑者取調べ調書や証拠採用要件を、日本と照らしながら確認します。

韓国では、捜査機関に調書の作成義務が課されています。刑法二四四条一項は、「被疑者の供述は、調書に記載しなければならぬ。」と規定しています¹。取調べ毎に必ず調書を作成しなければなりません。日本の刑法一九八条三項は、「被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。」と規定して、その作成を義務づけている訳ではないので、大きな違いを見て取ることができます。それから、実務慣行上、調書は「一答式で作成されています。取調べ調書をイメージして、「一問一答式は当たり前じゃないの?」と思うかもしれません。実は、日本の取調べ調書は、「一人称独白型物語形式」と言われることがあります。捜査官と被疑者の間で、「二〇一七年一月

「一日、あなたはどこに居ましたか?」、「○○です。」というやりとりがあったとします。これを一人称独白型物語形式で記載すると、「私は、二〇一七年一月一日、○○に居ました。」と書くことになります。日本の調書は、まさに自分がその調書を書いたかのような語り口で作られている訳です。それに対して、先程申し上げたように、韓国では、捜査官と被疑者の間のやりとりをそのまま調書に一问一答形式で記載しています。スライドでお示ししている韓国の調書の見本を見てみます。^②一番

上に、「被疑者訊問調書」と書いてあります。その下に、被疑者の名前と事件の情報を記載する欄があります。その次の枠のうち、一、二、三、四と番号が振られた文章があります。これは、黙秘権告知など、被疑者に対する告知事項です。捜査官は、これを読み上げます。その下に、問い、答え、問い、答えという形で、供述の流れがそっくりそのまま記録されています。仮に被疑者が黙秘をした場合には、「黙秘」と記載します。

次に、調書の証拠採用要件を見えます。日本の調書は、検察官が作ろうと、警察官が作ろうと、証拠採用要件は基本的に変わりません。刑法法三二二条一項の要件を充たせば、当該調書を証拠採用することができます。しかし、韓国の場合は、警察官が作成した調書と検察官が作成した調書は、証拠採用要件が異なります。調書の証拠採用要件は、二〇〇七年刑法改正によって変更されていますので、まずは二〇〇七年改正以前の調書採用要件を確認します。警察官調書は、公判廷において、

被告人又は弁護人が、調書に記載された内容を追認した場合に限り、証拠とすることができました(旧刑法法三二二条二項)。言い方を変えれば、公判廷で被告人が「その調書の内容は違います」と言えば、その調書を証拠として使うことができなかつたわけですね。そのため、検察官調書の重要度が必然的に高まります。では、検察官調書はどのような要件で証拠採用されたのでしょうか。検察官調書を証拠採用する場合、三つの要件を充たす必要があります。①真正成立、②特信性(いずれも旧刑法法三二二条一項)、③任意性(刑法法三〇九条一項)です。②と③は、日本の刑事訴訟法でも触れることが多いので、詳細は三年生以降に勉強して頂ければと思います。ここでは、さしあたり、①真正成立について説明を加えます。真正成立という概念は、二つに分けられています。一つは、①-1形式的真正成立です。これは、当該調書の署名・押印が、被告人—当時の被疑者のものに間違いないということです。その人が署名・押印したかどうかという問題です。それに対して、①-2実質的真正成立というのは、その調書に記載された内容が、被疑者の供述通りに書かれているかどうかという問題です。先ほど確認したように、二〇〇七年改正前の刑法法では、①真正成立、②特信性、③任意性を充たす必要がありました。

これに関連して、韓国の裁判所は、とても不思議な判例法理を採用して、調書を証拠としてきました。「三段階連続推定法理」と言われている法理です。①-1調書の署名・押印が被

告人のものに違いないという形式的真正成立が認められると、
 ① 1・2 その調書に書かれている内容と被疑者が捜査段階で話したことが同じであるという実質的真正成立が推定されます。³
 そして、反証がなければ②特信状況が推定され、③任意性も推定される。要するに、捜査段階で作成した調書に被疑者の署名・押印があれば、その調書は証拠採用できるといことです。裁判所は、三段階連続推定法理によって、法が要求している要件を緩やかにし、簡単に調書を証拠採用できるような仕組みを採っていました。このようにして、検察官が作成した調書は、ほとんど証拠採用されることになり、無敵の検察官調書が誕生したわけです。検察官司法は、このような形で制限なく採用される検察官調書によって支えられてきました。

ところが、二〇〇四年に重要な出来事が起こりました。日本の最高裁判所に相当する大法院は、これまでの三段階連続推定法理を破棄・否定したのです。⁶この判決は、公判廷における被告人の供述によって実質的真正成立が認定されたときに限り、成立の真正性が認められると判示しました。つまり、公判廷で被告人が「その調書に記載されている内容は、私が捜査段階で供述したことは異なります。」と言い、実質的真正成立を否定した場合には、その調書を証拠採用することができないということになります。この判例変更は、検察官調書を事実上廃止したことを意味したわけです。そうすると、検察はともも焦りますよね。大きな武器がなくなつたのですから。

2. 捜査機関による試行

最初に申し上げたように、検察は、特別訊問室で被疑者を死亡させてしまい、国民の中に不信感が広がっていたため、信頼を回復しなければなりません。そこで、録音・録画を自ら施行し始めました。このような中、調書の証拠採用要件に関する判例変更がありました。そこで、検察は、捜査の透明性を確保し、国民の信頼回復を図りつつ、調書の代替物として録音・録画を積極活用する方向を採りました。

警察については、後で警察の取調室の写真をいくつかお見せしますので、その際に改めて言及するとして、ここでは簡単に説明します。先ほど証拠採用要件を確認したように、警察官調書は、被告人が公判廷でその内容を追認しない限り、証拠採用されません。そのため、警察官調書は、検察官調書よりも軽視されていきました。警察段階の取調べ自体も、検察段階の取調べと比べると、相対的に軽視されていたわけです。加えて、二〇一二年一月の刑訴法改正までは、警察は検察の補助機関でした。今の日本は、警察が第一次捜査機関として位置づけられ、検察は補充的に捜査を行うとされています。しかし、戦前の日本は、検察が第一次捜査機関で、警察はあくまでも検察を補助する機関であると考えられていました。韓国では、二〇一二年改正まで、戦前の日本の考え方が引き継がれていたのです。さらに、後で触れるように、警察段階の取調べは、警察官の事務室―大部屋で行われています。このようなこともあって、警察におけ

る取調べは、検察ほど透明化が叫ばれていませんでした。ところが、二〇〇六年一月に、検察の取組みに刺激を受けて、警察も録音・録画を自主的に始めるようになりました。

それでは、日本の捜査機関は、録音・録画に対してどのような姿勢を取ってきたでしょうか。時間の都合もありますので、ものすごく簡単にお話しします。日本でも、誤判や冤罪はあります。そして、裁判をやり直すことによって、無罪判決が示されたというケースは多々あります。最近でも、誤判に対する再審無罪判決として、氷見事件^⑦、足利事件、布川事件、東電OL事件^⑩などがあります。それから、自白が強要されたことが明らかとなった事件に注目が集まることもあります。九州で有名なのは、鹿児島県の志布志事件^⑪でしょうか。その他にも、佐賀農協事件^⑫、大阪府東署事件^⑬もあります。そのような中で、郵政不正事件という、障害者団体向けの郵便料金割引制度を悪用したとされた事件が発覚しました。この事件と関連して、厚生労働省の元局長の関与が疑われ、この方は長らく身体拘束されました。五ヶ月程度でしょうか。虚偽有印公文書作成・同行使が疑われました。結局、その方は無罪となりました^⑭。この事件の捜査の過程で、検察官が証拠を改ざんしました^⑮。加えて、証拠改ざんを知った上司が、これを隠したことが分かりました^⑯。いずれも、皆さんが生まれた後の話です。この一〇年くらいの話です。そこで、二〇一〇年に、ようやく検察の在り方を考え直しましょうということ議論が始まりました。二〇一一年から、

三年ほどの議論を経て、昨年の五月に刑事訴訟法の改正が決まりました。捜査機関は、これらの改革の過程で、基本的には一貫して取調べ録音・録画に消極的・否定的でした。要するに、取調べ段階を明らかにすると自白が獲得できなくなるとか、真実の発見に支障をきたすとか、被疑者との信頼関係を築けなくなるということでした。このような点で、日本と韓国では、捜査機関の姿勢や、録音・録画の導入過程に大きな違いを見ることができます。

3. 二〇〇七年改正による明文化

少し脱線しましたので、韓国の法制度に戻ります。先程触れた二つの出来事―ソウル地検被疑者拷問致死事件と調書の証拠採用要件に関する判例変更と並行して、二〇〇三年くらいから司法改革が行われました。この改革では、法曹二元制の導入や、法学専門大学院（ロースクール）の新設、国民参与裁判の導入などが実現しました。その中で、刑事司法制度の改善も図られました。被疑者・被告人の権利保障を充実させ、公判中心主義を追求するために、刑事訴訟法を改正しようとしたんです。その結果、二〇〇七年刑訴法改正によって、既に試行されていた録音・録画制度が法律に明記されることになりました。ここでは、事前に被疑者に対して「録音・録画しますよ」と告知した上で、捜査官の裁量によって実施される^⑰ことが定められました。取調べを録音・録画するかどうかは、捜査官が決めていいんで

すね。捜査官の裁量によって、録画する場合は、「取調べの開
始から終了までの全過程」を記録しなさい、という構造です
（刑訴法第二四四条の二第二項）。二〇〇七年改正法による録音・
録画は、四つの要件を満たした場合に、適法として許容されま
す。（一）全過程性、（二）必要事項の告知、（三）リアルタイ
ム表示、（四）真正性です。この四つの要件が要求されていま
す。ここでは、これらの詳細は端折ります。レジュメに書いて
おきましたので、あとでご覧下さい¹⁷⁾。

取調べを録音・録画すると、ブルーレイとかDVDに保存さ
れます。そこで、韓国の改正刑訴法は、その記録媒体をどのよ
うに扱うかについても、明文規定を設けています。先ほど確認
したように、検察官調書は、実質的眞正成立が認められなけれ
ば、証拠とすることができません（刑訴法第三二二条第二項）。
そこで、被告人が公判廷で実質的眞正成立を否定した場合には、
調書の記載内容が、被告人が捜査段階で話した内容と同一に書
かれているかどうかを確認する目的で、録音・録画を再生する
ことができます。公判廷で、被告人が「この調書は、私の捜査
段階の供述通りに記載されていません」と主張した場合に、実
際はどうかを確認するために再生する訳です。要するに、既存
の取調べあるいは調書制度を前提として、この録音・録画制度
が設けられています。

それから、もう一つの使い方は、原供述者の記憶喚起です。
公判廷において、原供述者——もともと喋った人が、「捜査段階

の供述の内容を忘れました」、「覚えていません」と言ったとし
ます。このような場合に、「じゃあ、当時の映像を見て思い出
しなさい」ということで、記録媒体を再生します（刑訴法第三
一八条の二第二項）。このとき、記録媒体を視聴することがで
きるのは、原供述者のみです。事実認定者——裁判官とか、国民
参与裁判の陪審員（日本で言う裁判員）は、その映像を見るこ
とはできません（刑訴規則第一三五条の五第一項）。

韓国では、録音・録画の記録媒体の使用方法は、この二つに
限定されています。日本でも、重要論点として、記録媒体を調
書の代わりとして使うことができるかということが議論されて
います。記録媒体の実質証拠使用の可否という論点です。実質
証拠とは、犯罪事実・要証事実の存否を立証するための証拠を
いいます。この話は、ちょっと難しいですね。映像には、もの
すごく強いインパクトがあります。皆さんも、ラジオよりテレ
ビのほうがイメージしやすいでしょうし、内容や情景が浮かび
やすいということは感覚的に分かると思います。それが、場合
によっては、事実を歪ませるおそれがある訳です。また、撮影
方法や再生方法によっては、映像を見る人にバイアスを与える
可能性があります。加えて、本来は公判廷で事実を明らかにし
なければならぬのに、捜査段階で事件の趨勢が決まっていま
うことは、法の原則——公判中心主義に反するのではないかと
いう主張も強く示されています。これらの批判的意見が多数を占
め、韓国では、「記録媒体は、調書の代わりに使うことはでき

ないよ」ということで一応の解決をみています。映像のインタビューや問題点は、後ほど石崎先生が心理学の立場からご報告して下さると思いますので、割愛します。もし、この問題に興味がある方は、以前私を書いた論文を紹介しておきますので、ご覧頂ければと思います¹⁸⁾。

4・韓国における取調べ録音・録画の実施・運用状況

(1) 録音・録画取調室

次に、韓国で取調べ録音・録画がどのように実施・運用されているかについてお話しします。まず、録音・録画取調室の設置状況です。検察は、二〇一五年五月現在、六三ヶ所の高検・地検・支庁すべてに、録音・録画取調室を設置しています。合計で七七三部屋の録音・録画取調室が存在します。

検察の録音・録画取調室は、検事の執務室の一角に設けられています。日本の警察における取調べで用いられるような、刑事ドラマでお馴染みの、いわゆる取調室ではありません。韓国の大検察庁から提供してもらったビデオ¹⁹⁾がありますので、実際に見てみましょう。これは、検事執務室の様子です。部屋の手前右側が、検察官が普段仕事をしたり、書類を書いたりするスペースです。検察事務官も、ここで働いています。その部屋の一角に、ガラスで仕切られた部分があります。これが、録音・録画取調室です。この写真で、既に座っているのが検察官です。そして、手前のワイシャツの男性が被疑者です。執務室との間

のガラスには、電動ブラインドが設置されています。取調べが開始されると、入り口ドアの上に「調査中」と書かれたランプがつかまります。手術室の「手術中」というランプと同じですね。ですから、仮にブラインドが下りていても、他の検察庁職員は、「今、取調べをやっているんだな」と分かるようになっていません。

録音・録画取調室の内部には、大きな机が真ん中に置いてあります。机の長辺に椅子が二つあります。ここに、検事と被疑者が向かい合って座ります。検事の手元には、パソコンとプリンターがあります。カメラは二台あり、被疑者を正面から撮影するものと、部屋全体を俯瞰して撮影するものが、それぞれ設置されています。天井についているカメラが、部屋全体を俯瞰するカメラです。それから、被疑者にフォーカスした画角のカメラが、部屋の隅のラック内部に隠されています。ラックにはマジックミラーがついていて、カメラが見えないようになっています。これは、被疑者にプレッシャーを与えないようにする工夫だそうです。

この二つのカメラが撮影した映像は、実際にどのように表示・再生されるのでしょうか。検事の手元のパソコンに映し出された画面が、こちらです。左上一／四と右上一／四に、被疑者にフォーカスした映像と部屋を俯瞰した映像が同じサイズでそれぞれ表示されています。そして、画面下部に、事件番号や被疑者の名前、取調べ時刻、取調べ検事の氏名などの様々な情報が

表示されています。実は、取調べをどのように撮影するか、どのアングルから録画し、どのような形で再生するかという点は、心理学の領域から検討すると、ものすごく重要です。この点も、石崎先生からお話があると思いますので、ここでは割愛します。

次に、警察の取調べです。韓国の警察では、日本の刑事ドラマでお馴染みの取調室は採用されていません。開放型取調室というものが採用されています。その間取り図をご覧下さい。これは一例ですが、□が取調官、○が被疑者です。そして、その周りをパターションで区切っています。要するに、ここは警察官の事務室なんです。学校の職員室のような場所をイメージして頂ければ良いと思います。そのような場所で、被疑者の取調べを行っています。逮捕・勾留中の被疑者がこの事務室で取調べを受けるときは、逃亡や自傷他害行為を防止するために、片手錠や腰縄をしたまま取り調べることもあるようです。この点は、日本とかなり異なります。開放型取調室——大部屋の入口には、その部署で働く職員について、どのような捜査官がいて、どのような人が上司で、あるいはどのような座席の配置かという情報が分かるように、このような組織配置図が必ず設けられています。これも、日本と大きく異なる点です。日本の警察署に行ったことがある人はいますか？日本の警察署は、そのほとんどが、一階に警務課や交通課を配置しています。受付、落とし物担当、届出の窓口、免許関連、車庫証明など、比較的オープンにして良いような部署です。日本の警察署では、捜査

担当部署が一階に配置されることはほとんどありません。しかし、韓国の警察署は、一階や二階に捜査担当部署が配置されています。そのため、来訪者は、先ほどの事務室を簡単に見ることができません。韓国の警察署は、入る際に身分確認がありますので、理由無く自由に入ることは難しいかもしれませんが。この写真の左側の机を見て頂くと分かるように、机を挟んで両側に椅子が置いてあります。普段警察官が事務仕事を行うところで、被疑者の取調べも行っている訳です。ですので、取調べ録音・録画も、次の写真のように、大部屋を俯瞰して撮影したものになります。この映像は、機関長の部屋等に配信され、リアルタイムで監視することができるようになっていきます。録画された映像は、逐次入力・削除され、通常は一ヶ月から三ヶ月程度保存されます。冒頭で申し上げたように、警察官調書の地位や証拠価値は、検察官調書よりも低いです。それから、警察の取調べは重視されていません。加えて、大部屋の取調室は、録音・録画との関連では、ご覧のように死角が極めて多いです。手前はほとんど見えませんよね。さらに、仮に死角が無かったとしても、警察留置場などの場所は不透明なままです。各取調べにおけるやりとりや音声をそれぞれ記録することもできません。ですので、二〇〇七年に刑事訴訟法が改正された後も、拷問・暴行事例が報告されています。

取調べの可視化をめぐる東アジアの動き

(2) 取調べ録音・録画の実施状況

続いて、取調べ録音・録画の実施状況です。まず、検察における取調べ録音・録画の実施状況をご紹介します。

《表1》検察における取調べ録音・録画の実施状況²⁶⁾

年度	件数	人数
二〇一〇年	一五、二七三	一八、四七四
二〇一一年	一〇、三二二	一二、六六五
二〇一二年	一四、六二三	一八、〇三五
二〇一三年	一九、四六八	二三、六八六
二〇一四年	二六、七六九	三三、〇五二

このデータを見ると、二〇一〇年から二〇一一年にかけて実施件数が減少していることが分かります。改正直後の二〇〇七年くらいから見ると、もっと大きく減っています。これは、検察が、身体拘束事件とか、取調べの価値が高い事件を自ら指定して、録音・録画の対象事件を限定したためです。しかし、その後、増加傾向がみられます。これは、先ほどお話しした録音・録画の記録媒体の取扱方法と関連しています。検察は、調査の代替物として、調書と同じように記録媒体を使いたいと考えています。そのために、なるべく録音・録画しておこうという動きが起こって、最近では増加傾向にあります。ただ、韓国の刑法犯認知件数は日本より僅かに少ない程度であり(二〇一五

年の刑法犯認知件数は一〇四万七、七六一件)、検挙件数及び検挙人員は日本より多い(それぞれ順に七万八千四、四四一件、九九万三、九三二人)ですので、この件数あるいは人数は少ない数字であることがわかれると思います。録画されることが多い事件は、多い順に、詐欺、道交法違反(飲酒運転)、窃盗、経済犯罪、行政犯罪、凶悪事件などです。

次に、警察における取調べ録音・録画の実施状況です。先ほど申し上げたように、警察における取調べが軽視されていることも相まって、録音・録画はあまり実施されていません。

《表2》警察における取調べ録音・録画の実施状況²⁶⁾

年度	件数
二〇〇八年	八九、三三八
二〇〇九年	七三、三七一
二〇一〇年	三三、一二四
二〇一一年	二一、一七四
二〇一二年	二〇、二九五
二〇一三年	四〇、九六七

この表を見ると、二〇一三年度に再び増加していることが分かります。しかし、全体としては停滞傾向にあります。韓国の新聞では、警察段階の取調べ録音・録画は「有名無実」と報じ

られるほどです。やはり、警察段階の取調べの重要性が相対的に低いためであると思われる。

韓国において、取調べ録音・録画の実施が停滞している原因を、捜査官の視点と裁判所の視点からそれぞれ考えてみます。

捜査機関——特に検察は、冒頭で申し上げたように、調書の代わりとして録音・録画を使いたかったんですね。しかし、それが実現できなかった。そのため、実施対象事件を絞り込んだりしている。さらに、実施は捜査官の裁量ですので、記録したくない場合は記録しなくてもいい、という運用が許されてしまうわけです。それから、裁判所の視点に立つと、公判中心主義違反が引っかけられます。本来であれば裁判所の法廷で事実を明らかにしなければならぬのに、記録媒体を再生することによって多くが事実上捜査段階で決まってしまう、刑事訴訟法の理念である公判中心主義に反するのではないかという疑問です。あるいは、これは心理学のお話とかと関連しますけれども、事実認定を歪ませる恐れがあるので、記録媒体は良い証拠ではないんだと、あまり使いたくないと裁判官が思っている。このようなことが、停滞の原因として挙げられています。ですので、韓国では、(一) 捜査官の裁量的実施を必要の実施に変えることや、(二) 記録媒体の取扱いに関する議論の決着が課題として認識されています。特に、二つ目の点については、二〇一五年五月にも、記録媒体を実質証拠として採用できるようにする刑訴法改正案が国会に提出されたりしています。このときは、更

なる検討を要するとして、議題から除外されました。しかし、検察は今も記録媒体の実質証拠使用を目指しているといえます。今後の動きに注目する必要があるでしょう。

5・韓国における取調べ録音・録画制度の課題

以上のように、韓国の取調べ録音・録画制度には、多くの課題があります。他方で、黙秘権や弁護士依頼権——特に、後ほど陳先生からご報告がある弁護士立会権（取調べに弁護士が立ち会って、意見を言ったり、取調べ手続を監視するものです）など、被疑者の権利をかなり手厚く保障しています。実は、韓国の弁護士立会権も多くの課題があるのですが。いずれにしても、韓国は、取調べ適正化のために、録音・録画に依存している訳ではありません。そのため、取調べ録音・録画の停滞は、そこまで大きな影響を与えていないと評されることもあります。

Ⅲ・韓国の制度から抽出できる示唆

韓国の制度や現状から抽出できる示唆の一つは、当然ですがけれども、多くの事件で録音・録画を行っていく必要があるということです。日本では、二〇一六年五月の刑訴法改正によって、二〇一九年までに録音・録画が法律に基づいて行われることになっていきます。その法律に規定された対象事件は、裁判員裁判対象事件と検察官独自捜査事件です。これは、全事件の二%から三%程度です。ですので、それを広げていく必要があります。

それから、二つ目に、この部分は割愛した部分もあるので分りにくいと思いますけれども、記録媒体をどのように使っているかをしっかりと考えていく必要がある。最近話題になっている今市事件判決や、昨年八月の東京高裁判決などを踏まえて、法的な対応を考える必要があります。さらに、特に石崎先生のご報告と関連しますけれども、心理学分野などとの協同が必要不可欠です。取調べ録音・録画などのように、近年の科学技術の発展によって可能となる捜査手法や法政策は、法学の領域を超えて、他領域との学際的な検討を行わなければならないものが多いです。ある意味で、法学ないし学界は、法学の限界を前に、学問姿勢を試されているのかもしれない。です。で、心理学などの視点を踏まえた取調べの科学化や、証拠として使用する際の留意点を考えることが必要です。その意味で、認知心理学の見地から、虚偽自白が行われるメカニズムや、映像の危険性についてご報告頂き、取調べ録音・録画の問題点を考える今日のシンポジウムは、とても大きな意義があるのではないかと思います。

取調べ録音・録画制度を考える上で重要なことは、この制度を過大視しないこと、あるいは記録媒体を過大視しないことです。取調べ録音・録画は、取調べ過程における違法・不当な捜査・取調べを事前に一定程度抑止することができます。また、それにより、任意性に関する争いが減少することも期待できるでしょう。ですから、その限りでは極めて有効です。ここに、

対象事件を拡大し、全事件・全過程録音・録画を追求する必要が認められます。しかし、仮に全事件・全過程が録音・録画されたとしても、取調べ以外の場合はブラックボックスのままです。韓国の警察で、死角や留置場を使って拷問や暴行が行われた例を思い出して下さい。対象が全事件・全過程であったとしても、録音・録画にはどうしても限界があります。加えて、録音・録画記録媒体は、再生方法によっては極めて危険な事態を招きまます。映像のインパクトや撮影の画角によっては、事実認定を歪ませることがあるわけです。ですので、録音・録画によって取調べ過程の透明性を向上させたり、違法な取調べを事前に抑止することと、記録媒体をどのように使うかという問題は、明確に区別して議論しないといけないと思っています。何のために取調べを録音・録画するのか。その目的を、もう一度考える必要があるのかなと思っています。

それから、先ほど簡単に触れましたけれども、黙秘権をはじめとする被疑者の権利をどのように保障すれば良いかを考える必要があるでしょう。特に、黙秘権や弁護士依頼権などの憲法上の基本権について、「憲法は何を要求しているのか」という視点に立ち、憲法・刑事訴訟法の解釈・適用を考えていなければなりません。韓国の弁護士人立会権については、レジメに簡単な説明を入れておきましたので、後ほど見て頂ければと思います。

さらに、日本の捜査実務・裁判実務では、身体拘束中の被疑

者は、取調べを受忍する義務を負うと考えられています。刑訴法一九八条一項但書をどのように理解するかという問題でもあります。しかし、被疑者の取調べ受忍義務と、黙秘権や身体拘束の目的を整合的に説明することは難しいように思います。この点は、法制審議会で十分に議論されませんでした。現在の実務上の考え方が本当に正しいか、改めて考える必要があります。

最後に、日本では、逮捕・勾留された被疑者の九八％が、拘置所ではなく、警察署留置場に留め置かれます。捜査機関である警察の下に置かれる訳です。これを、代用監獄問題といいますが、代用監獄問題の本質は、取調べと身体拘束を結びつけることにあります。捜査機関は、捜査と留置の担当部署が分離されたことにより、代用監獄に伴う問題は解消されたと言います。

しかし、果たしてそうでしょうか。国際的に、日本の代用監獄は何度も批判されています⁽³⁵⁾。

このように、二〇一六年刑訴法改正後も、被疑者の権利保障の観点に立脚しながら、取調べ適正化策を追求する必要があると思います。もし、この点にご関心がある方は、私の博士論文をお読み頂ければと思います⁽³⁶⁾。これは、以上のような問題意識に基づいて、日本の被疑者取調べや関連問題について、「憲法は何を要求しているか」という視点に立って執筆したものです。今日お話しした内容なども、ここで言及しています。近いうちに書籍として出版できるように努めていますので、その際にはお手にとって頂けると嬉しいですよ。

その他——派生論点の紹介

最後に、取調べ録音・録画と関連して、「被疑者取調べ録音・録画は、被疑者の権利か」という論点をご紹介します。取調べ録音・録画が被疑者の権利であれば、被疑者は録音・録画を要求することができます。録音・録画が実現されない場合は、そのことを理由に取調べを拒否することができるかもしれません。また、被疑者が録音・録画を求めたにも関わらず、実施しないまま取調べが行われ、自白が獲得された場合には、その自白を証拠から排除しようという議論になるかもしれません。もちろん、いかなる権利として構成するかが問題となる訳ですが。

韓国では、捜査官の裁量によって録音・録画が実施されています。ですから、権利としては構成されていません。あくまでも、制度として位置付けられています。アメリカでも、連邦及び多くの州は、あくまでも制度として位置付けています。他方、アラスカ州は、取調べ録音・録画を被疑者の権利として位置付けています。ちょっと古いですが、一九八五年の *Stehman* 判決が、取調べ録音・録画はデュープロセスが要求する憲法上の権利であると判断しています⁽³⁷⁾。この判決は、「勾留場所における身体拘束下の取調べを電子的に記録することは、被疑者の弁護人の援助を受ける権利、自己負罪拒否特権、究極的には公正な裁判を受ける権利を十分に保障する上で不可欠であり、合理的かつ必要な方法である」と言っています⁽³⁸⁾。しかし、世界的にみても、録音・録画は被疑者の権利ではないと考えている国

が多いように思います。

日本の二〇一六年改正法も、取調べ録音・録画の権利性を否定しています。但し、学説上は、取調べ録音・録画を被疑者の権利として構成することができると考える見解が少なくありません。その根拠として、憲法一三条、憲法三一条、憲法三八条一項⁽¹⁾、憲法三八条二項⁽²⁾、憲法三四条(ないし憲法三七条三項)⁽³⁾などが挙げられています。もっとも、これらは択一的なものではなく、重畳的に挙げられることが多いです。ここで挙げられている根拠は、アメリカの学説に影響を受けたものといえるかもしれません⁽⁴⁾。この中に、取調べ録音・録画制度について勉強したいという方がいらっしゃれば、このような観点から取調べ録音・録画制度を考えることもできますので、一応紹介をしておきます。

以上、駆け足で分かりにくいところがあったかもしれませんが、けれども、日本の制度や議論と比べながら、韓国における被疑者取調べ録音・録画制度について、簡単に報告を致しました。これで報告を終わりにします。お聞き頂き、ありがとうございます。

註

(1) 韓国刑法の邦訳は、安部祥太「韓国刑事訴訟法試訳」青山ローフォーラム四巻一号(二〇一五年)八五頁以下を参照。

(2) 권영우 『형사소송법 [제 2판]』 (파인컴미디어, 2013년) 835쪽에掲載されている被疑者訊問調書見本を参照。

(3) 대법원 1984.6.26 선고, 84도 748 판결, 대법원 1997. 2. 28 선고, 96도 3456 판결, 대법원 1998. 6. 9 선고, 98도 980 판결, 대법원 2000. 6. 27 선고, 99도 128 판결, 대법원 2001. 6. 29 선고, 2001도 1049 판결.

(4) 대법원 1980. 12. 23 선고, 80도 2570 판결, 대법원 1982. 6. 8 선고, 82도 754 판결, 대법원 1984. 9. 11 선고, 84도 1379 판결, 대법원 1986. 9. 9 선고, 86도 1177 판결, 대법원 1986. 11. 25 선고, 83도 1718 판결.

(5) 대법원 1983. 3. 8 선고, 82도 3248 판결, 대법원 1990. 6. 22 선고, 90도 767 판결, 대법원 1997. 10. 10 선고, 97도 1720 판결.

(6) 대법원 2004. 12. 16 선고, 2002도 537 판결.

(7) 富山地裁高岡支判平成一九年一〇月一〇日裁判所ウェブサイト (LEX/DB: 28135488)。

(8) 宇都宮地判平成二二年三月二六日判時二〇八四号一五七頁。

(9) 水戸地裁土浦支判平成二三年五月二四日裁判所ウェブサ

- イ 4 [LEX/DB: 25471410]。
- (10) 東京高判平成二四年一月七日東高刑時報六三卷一
一―二号二二三頁。
- (11) 鹿児島地判平成一九年二月二三日判タ一三二三号二八五
頁。
- (12) 佐賀地決平成一四年二月一三日判時一八六九号一三五
頁。
- (13) 大阪地判平成二三年四月二八日裁判所ウェブサイト
[LEX/DB: 25443422]。
- (14) 大阪地判平成二二年九月一〇日判タ一三九七号三〇九頁。
- (15) 大阪地判平成二三年四月一二日判タ一三九八号三七四頁。
- (16) 大阪高判平成二五年九月二五日高刑集六六卷三号一七頁。
- (17) 詳細は、安部祥太「韓国における被疑者取調べとその適
正化——日本の被疑者取調べ適正化への示唆——」(一)
青山ローフォーラム創刊号(二〇一二年)九六頁以下を参
照。
- (18) 安部祥太「被疑者取調べの録音・録画と記録媒体の証拠
法的取扱い」青山ローフォーラム三卷一号(二〇一四年)
一二五頁以下。なお、本シンポジウム後に執筆したものと
して、安部祥太「裁判員裁判と取調べ録音・録画」法セミ
七五〇号(二〇一七年)四二頁以下、安部祥太「被疑者取
調べ録音・録画と公判中心主義」刑弁九一号(二〇一七年)
四四頁以下を併せて参照。
- (19) 朴貞植著「수사의 투명성 담론이다」영상녹화감사실。
(20) 邦語文献では、山下幸夫「韓国視察から学ぶ<수거>」
刑弁三九号(二〇〇四年)九四頁が詳し。
- (21) 이영희 「피의자신민의 현황과 개선책」형사법연구 20
호 (2003년) 233 쪽 ㉠-㉡-1 「피의자신민의 행태」
を参照。
- (22) 이영희 「한국에 있어서의 피의자신민의 가시화와 변호
인참여」경찰법연구 2권 1호 (2004년) 55 쪽。
(23) 이영희・前掲注 (22) 54 쪽 각주 (13)。
(24) 이영희 「한국의 피의자신민절차와 그 개혁」형사법연구
21 권 4호 (2009년) 143 쪽。
(25) 二〇一〇年三月には、ソウル特別市陽川警察署の強力犯
捜査チームが被疑者を拷問したと報じられている。[영국
경제 2010. 12. 30 「가혹행위 영전서 「고문정면」이 정역 3
년 전고」](#)。
(26) 국가인권위원회 「사회적 약자의 형사・사법절차상 방어
권 보장 실태조사」(2015년) 169 쪽。
(27) 法制審議會「新時代の刑事司法制度特別部会第一回會議
(二〇一一年六月二九日開催) 配付資料五「韓国における
視察の概要」別紙 2-1, 一頁。
(28) 松下徹・柴田純「諸外国における刑事司法制度の調査研
究(七) 大韓民国における刑事司法制度について」警論
六四卷一〇号(二〇一一年)一四四頁、キムジョンリョル

- 「韓国検察庁における取調べ録画制度の概観」指宿信編『取調べの可視化へ——新たな刑事司法の展開』（日本評論社、二〇一一年）一八六頁。
- (29) 박노철・이지안 「수사절차상 적면절차보장등에 관한 형사정책 수립방안에 관한 연구」경찰학연구 12 권 1 호 (2014년) 13쪽.
- (30) 국민신문 2012. 10. 31 「경찰·간담영상녹화제도 『유명무실』」.
- (31) 安部・前掲注 (18) 刑弁四五頁を参照。
- (32) 宇都宮地判平成二八年四月八日判時二三二三号二二六頁。
- (33) 東京高判平成二八年八月一〇日判タ一四二九号二二二頁。
- (34) 安部・前掲注 (18) 刑弁四五～四六頁。
- (35) See A/HRC/22/14 (2012) : AT/C/JPN/CO2 (2013), Para. 10 ; CCPR/C/JPN/CO/6 (2014), Para. 18.
- (36) 安部祥太「被疑者取調べの憲法的規制——日韓両国における Miranda 法理の継受と変容」青山学院大学審査学位論文 〈<https://www.agu.ac.jp/opac/repository/1000/18885/18885.pdf>〉。
- (37) Stephan v. State, 711 P. 2d 1156 (Alaska 1985).
- (38) *Id.* at 1159-1160.
- (39) 川又伸彦「違憲取集証拠と取調べの可視化」笠原俊宏編『日本法の論点第一巻』（文眞堂、二〇一一年）二〇～二二頁。
- (40) 上田信太郎「取調べ可視化についての一考察」広島ロー
- 七号（二〇一一年）一七九頁。
- (41) 井上明彦「取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の権利性とその実現にあたっての問題に関する考察」広島ロー七号（二〇一一年）一八九頁、瀧野貴生「取調べの可視化の権利性と可視化論の現段階」法時八五卷九号（二〇一三年）六一～六三頁など。
- (42) 高内寿夫「被疑者取調べと弁護権」村井敏邦・川崎英明・白取祐司編『刑事司法改革と刑事訴訟法（上巻）』（日本評論社、二〇〇九年）四七三～四七四頁。
- (43) 小坂井久『取調べ可視化論の現在』（現代人文社、二〇〇九年）五九頁。
- (44) 渡辺修「被疑者取調べの録画」刑弁三九号（二〇〇四年）一〇五頁、小坂井久『取調べ可視化論の展開』（現代人文社、二〇一三年）二頁など。
- (45) See Christopher Slobogin, *Toward Taping*, 1 OHIO ST. J. CRIM. L. 309 (2003).

台湾における可視化をめぐる状況

弁護士・臺北萬國法律事務所 陳 誌 泓

みなさん、こんにちは。台湾から参りました、陳誌泓（チン・シコウ）と申します。

パワポの第二ページから簡単な自己紹介をさせていただきます。

私は台湾大学の修士課程を修了した後、台湾の萬國法律事務所 所で弁護士として約一〇年ほど勤めています。修士論文は刑事手続法に関連する分野で研究をしましたので、弁護士になってからは、最初から刑事弁護をしております。刑事弁護人として、実際に被疑者取調べに立ち会った経験も少なくありません。

今日は、熊本大学から貴重な機会をいただき、みなさんと交流することができ、心から感謝しております。どうぞよろしく願っています。

では、早速ですが、今日の報告を始めさせていただきます。

まずは、みなさん、手元の資料を確認していただきたいのですが、資料の四ページから五ページまでは、今日のレポート、スライドです。その下の六ページ以下は、私の今日のテーマについて書いた小論文で、小論文のページ目は今日の報告の流

れです。また時間の都合上、詳しい内容につきましては小論文を参考にさせていただきたいと思いますが、これから要点だけを報告させていただきます。

では、台湾の刑事訴訟制度について簡単に説明します。現行の台湾刑事訴訟法は、日本の大正十一年つまり一九二二年の刑事訴訟法を参考にして作られたものです。よって、一九九〇年改革前の台湾刑事訴訟法は戦前日本の刑事訴訟法とかなり似ていたといわれています。しかも、一九九〇年以降法改正法はこれを變更して、主としてアメリカ法を参考にしたのですが、刑事訴訟制度はアメリカよりも、日本型のいわゆる改良式当事者進行主義手続きを数多く参考にしてみました。そのため台湾と日本の刑事訴訟制度は似ていると私は考えています。ただ、台湾の刑事手続きは多くの法改正を経験してきましたので、日本法と異なる部分も少なくはありません。その中で特に注意すべきなのは、今日のテーマである、捜査段階における取調べの規制です。

次に、台湾の取調べを説明したいと思います。スライドから

分かるように、台湾の捜査の流れは一、告訴・告発により捜査が開始します。二、そして任意的な取調べが始まります。三、場合によって被告、被疑者を逮捕することもあります。四、逮捕後の取調べも行います。五、被疑者に対する勾留も請求されます。六、もちろん勾留後も取調べをします。七、最後に、起訴します。

そして、取調室の状況を説明します。警察にしても、検察官にしても原則として被疑者に対する取調べは取調室で行われず。これは日本の取調べと違う点だと思います。まず、警察の取調室を紹介します。スライドから分かるように、取調べをするときは、原則として、弁護人は被疑者の隣に座るか、または立つことができます。そのため取調べ過程における警察の質問と被疑者の答えはすべて聞けます。その次は、検察官の取調室なのですが、台湾の人の感覚だと、——これは裁判所の公判期日の様子とほぼ同じなのですが——取調べの過程では、被告人、弁護人、または告訴代理人の弁護士もすべての人の質問と答えを聞くだけではなくて、このスライドの真ん中にあるモニターを通じて作成中の調書を見ることもできます。それは検察の取調室です。

では、取調調書についてですが、台湾の法律によりますと、被告人などに対する尋問とその答えの内容を正確に記録するため、いわば一問一答式の調書が採られています。それはさっき安部先生がおっしゃった通り、それは韓国の調書とほぼ同じな

んです。また、調書の最後にすべての参加者から署名が得られなければなりません。このように、取調調書の形式は、日本の取調調書、つまり、「物語式」調書とは大きく違います。調書のサンプルは、私の小論文の第五ページの図3を参照してください。すべて中国語なので申し訳ないのですが、下の部分を見れば分かると思うんですね。「答問答問答問答……」と書かれてるように問答式になります。それが普通の取調べの調書です。

では、被疑者の取調べの制限規定に話を進めたいと思います。まず、弁護人の立会権です。台湾では一九八二年の立法で弁護人の立会権が保障されました。そのきっかけとしては、いわゆる、王迎先事件がありました。それは次のような事件です。一九八二年の四月に、台湾の首都である台北市において、台湾最初の銀行強盗事件が発生しました。その同年の五月七日期、警察が実は無実の王迎先さんを真犯人として認定し、暴行などを振って嘘の供述を得ました。そして、王さんを実況見分に連れ出しているとき、王さんは自分の無実を証明するため橋から飛び降りて自殺をしました。その後、真犯人が見つかりました。その後、この拷問事件に関わった五人の警察がそれぞれ不当逮捕監禁致死罪などで起訴されました。この事件をきっかけに、捜査段階でよく行われていた拷問や暴行などが、ようやく台湾社会の注意を集めることとなりました。このような違法な取調べを防ぐために、弁護人の立会権は刑事訴訟法二四五条第二項として立法されました。その条文はスライドに載せています。

その条文の立法趣旨はですね、捜査活動の適正な実行確保、特に捜査機関による不当違法な自白採取を防止するとともに、積極的に被疑者の制度的な利益を保護することにあるんです。そのため、弁護士が選任された事件においてはですね、取調べのほぼすべての過程に原則として弁護士が立ち会うことができま。す。その他、立会中の弁護士は、ただ観察するだけでなく、被疑者の捜査機関に対する意見陳述や証拠の調査を請求することもできます。

では次に取調べにおける連続録音の規定についてご説明いたします。これについては一九九七年に立法されました。その規定によりますと、まず、被告人などを尋問や取調べをするときはですね、すべての経過を連続録音しなければなりません。必要があると認められるとき、連続録音をしなければなりません。ただし、録音および録画ができない急迫状況があり、かつ調書に明記する場合はですね、例外になります。しかも、調書に記載された被告人などの陳述と、録音もしくは録画された内容が一致していない場合は、一致していない部分は証拠とすることができません。そのため例外はありますが、ほとんどの被疑者に対する取調べは原則として、すべての過程は録音しなければなりません。他方、証人に対する取調べについても、規定にはありませんが、実務上は録音が行われることが一般的です。その立法化のきっかけは、自白の任意性を争うケースが減らない状況でした。それゆえ、調書の任意性を争うとき、捜査段階で

警察から拷問があったことを主張する事案はよくありました。このような拷問があるかどうかの事実を解明するために、裁判所は、調書の作成者、つまり警察を召喚し、この作成の過程について質問して確認することしかできませんでした。ただし、皆さんご存知の通り、警察はあくまでも訴追者、しかも調書の作成者ですので、取調べの経過を確認するとき、彼らの証言に期待できるのはやっぱり難しいです。その代表的な事案を挙げますと、台湾の袴田事件といわれる蘇建和さんたちの冤罪事件があります。それは、一九九一年、台湾北部にある汐止という町で発生した事件です。これは夫婦二人が殺害された殺人事件で、被告人蘇さんは、警察による強引な取調べで嘘の自白を強いられました。そして、一九九二年に死刑判決を言い渡されました。ただし、二一年に渡る闘いの末、二〇一二年にようやく再審で嘘の自白を排除され無罪を勝ち取ることができました。この事件の審理のきっかけで自白の任意性をめぐる証明の困難さが、ようやく社会に知られることとなりました。そのため、連続録音・録画はですね、取調べの可視化の主たるものとして立法されました。また、直接的には取調べの可視化と関係はありませんが、小論文にも疲労尋問を防止するための規定、つまり夜間取調禁止の規定についても説明をしておきました。時間の都合上、皆さんには小論文を参照していただければと存じます。

次に、被疑者の取調べの現状とその問題点に進めたいと思います。

ます。弁護士の立会権については、以下のような課題が残っていると思います。まず捜査段階で弁護人の選任率が低い点です。その点に対して、台湾の財団法人法律扶助基金会、つまり日本の法テラスに似ている組織は、二〇〇七年から検事・警察第一回取調べ無料弁護士立ち合いプロジェクトを始められています。しかし二〇一二年に行われたアンケート調査では、弁護人の選任率と接見率はなお低いため、学者からは弁護士体制の整備が必要であると指摘されています。

次はですね、弁護人に関する告知が捜査機関に義務化づけられていない点についてお話しします。実際には、たとえ弁護人が警察署に行っても、弁護人が被疑者と話すことを許さない警察もあります。また、取調べをしているテールののはるか後ろに弁護人を座らせる警察もあります。また例は少ないのですが、取調べ終了後に弁護人に調書を読むことさえ許さない場合もないわけではありません。捜査機関は常に弁護人立会権の立法には反対しませんが、やっぱりこの意味で、人権保障の観点から更なる手当てが必要であると私は考えています。さらに、被疑者の弁護人依頼権の不当な侵害に対して準抗告のような法的な救済措置が設けられておりません。そのため、さらなる法制化が必要であると思います。最後に、弁護人が立ち会っていない場合、もしくは、弁護人の立会権があるものの、認知していない場合にとられた自白は、直ちに排除されるとする規定がありません。そういう効果は、裁判所が判断するとされています。

それから、連続録音・録画の現状とその問題点について話します。まず、否認事件では、多くの場合は、録音は調書の作成中、また調書の完成後に補助的に実施されているにすぎません。したがって、警察が取調べの実際の開始時刻と終了時刻を調書に忠実に録取しないため、調書の作成の前段階に何が行われていたかを明らかにするのは、非常に困難な状況になっています。その場合には、被告人が公判の段階で供述の任意性を争うとしても、取調べの録音テープは証拠として取調べられるのではなく、捜査機関の取調べの適正さを裏付ける証拠方法として機能することになります。つまり、被告人ではなくて犯罪立証に有利な方向で働くことになります。また、台湾では、日本と違って、起訴状一本主義をとらず、検事が起訴するときはずね、集めた証拠や書類などをまとめて、一件記録を起訴状とともに起訴ファイル資料として、一緒に裁判所に提出することになっています。つまり、いわゆる、一件記録主義が採られています。しかし、録音の資料データは、原則としてその起訴ファイル資料にはありません。そのため、被告人とか弁護人とかは、調書の記載がおかしい、事実と反すると思うときを、あらかじめ録音データを聞いて、調書の記載と照らし合うことができず。更に、調書に記載された内容と録音などされた内容が一致していないと主張するとき、しばしば裁判官は、どこに不実記載があるか、そういう具体的な指摘をするように弁護人に求めます。そういうことから、事実の根拠が指摘できない

ために、自白の任意性を争うケースが減少する傾向にある一方、逆に、被告人側が不任意の立証に成功して、自白を排除することが主張できる場合はかなり限られると思います。更に、連続録音の規定に反する場合は、その調書の証拠能力についても、大きな争いがあります。たしかに、調書に記載された内容と録音された内容が一致しない場合には、一致しない部分の証拠能力は認められません。しかし、連続録音・録画をしなかつた場合と、終始録音・録画しなかつた場合、録音・録画のデータが紛失した場合、録音・録画データが偽造または自己改ざんされた場合などの状況について、録音されたものの取り扱いについては、条文中には明記されておりません。そのため大きな争いとなっています。この点について、台湾の司法実務においては、二つの見解が対立しております。その見解の一つ目は、衡量原則に従った判断を行うとする見解です。つまり、法定手続きの違反があつた場合、人權の保障と法益を衡量したうえで自白を証拠から排除するか否かを判断する見解です。二つ目の見解は、自白法則、つまり得られた自白が任意で得られたものかどうかを判断基準として判断する見解です。夜間取調禁止については私の小論文を見ていただければと存じます。

以上、台湾における可視化の制限規定について検討しました。以下はですね、私の弁護士としての個人的意見を話します。取調べの可視化を考えると、参考となれば幸いです。

たしかに、上記の制限規定は、台湾の司法実践からみれば、

決してうまく運営されているとはいえません。今後も多くの改正と調整が必要であると思います。しかし、一九八二年から何度も法改正を経験したことによって、たしかに、今の状況はですね、被疑者の取調べに対する法規制が徐々に改善されています。更に、被疑者の意思を尊重すべきといった認識は次第に捜査機関に浸透しています。その結果、黙秘権を始めとする被疑者の刑事手続き上の権利の保障も完備されてきています。そのため、上記の接見規定は、私の考えなのですが、被疑者の権利保障にとつて大きな意義があると考えます。当然ながら、新しい立法を行うときは、それは捜査には邪魔であるという反対意見が出るのが予想されます。しかし、台湾の経験からみれば、そのような反対意見をもう一度確認する余地があるでしょう。

具体的にいいますと、まず、捜査に邪魔というのは、たとえば何が邪魔なのでしょう。適正に捜査手続きを行えば、たとえ、弁護士が立ち会つたり、取調べが録音されたとしても、不当な妨害とはならないはずである、と私は考えています。また、弁護士としての経験なのですが、捜査段階の被疑者の権利を主張すること、つまり、捜査弁護はですね、かなり難しい。もし、上記の規定がなければですね、捜査機関に対する防御を行う根拠や、そのための武器を持たないことになりそうですので、実際の捜査弁護の活動はですね、もつと困難になると私は考えています。

次に、上述した取調べに対する各種のコントロールは、一見

似ている機能がありますが、どれかひとつだけが立法されたら足りるというものでは決してありません。それは、さつき安部先生からおっしゃられた通り、実は、取調べに対する上記の制限規定は、お互いに補足できる機能を有しています。例えばです、弁護士を委任しない、しかも夜間取調べに同意した被疑者にとってはですね、取調べの際のこの連続録音・録画は、被疑者たちの防御にとっては極めて重要になってくるのです。

最後になりますが、立法するときには、関連制限の要件を明確にするのは勿論、個人的意見としては、違法があった場合の法律効果も明確にすればより一層いいと思います。上記の制限に対する違反の効果については、台湾はいずれも裁判所に委ねられていて、さつき紹介した衡量原則と自白法則によって判断されることとなります。そのため裁判所が多く時間と精神を費やして判断をしなければなりません。しかも、警察をはじめ実際に法を実践する捜査機関ないし、弁護士に携わる弁護士にとっても面倒な場合も少なくありません。とはいえ、明らかに重大な違反があった場合には、立法の際に明確な対応、さらにはそれにより採られた供述の強制排除は、両方同時に規定することは十分可能です。この点、先ほど紹介した台湾の録音・録画についても、調書に記載された内容と、録音などされた内容が一致しない場合は、一致しない部分の証拠能力は認められません。そのような立法は、顕著な例の一つであるといえるでしょう。

以上です、ご清聴ありがとうございました。

取調べの可視化に関する検討——心理学の観点から

九州国際大学 石崎 千景

こんにちは。九州国際大学の石崎といいます。私の方は、法学からのアプローチではなくて、心理学の観点から可視化にアプローチするというところで、報告をさせていただきたいと思いません。

心理学、皆さんも教養の授業とかでとられて知っている人は知っているとと思うんですが、心理学ってイコール・カウンセリングじゃないんですね。たしかにカウンセリングも含んでいるんですけど、結構いろんな事やっています。例えば、記憶のメカニズムとか探るのも心理学ですし、人間はどのようにコミュニケーションをとるのか、あるいは、思考や判断の過程についてや、バイアスといいますけど、人はどういふふうについつい考えがちなのか、偏見を持ってしまふのかなど、いろいろな研究がされています。

そして、そこで得られた、そういう心理学的な知見を裁判等の文脈で活かしているということですが、「法と心理学」、あるいは、「法心理学」と呼ばれている領域でされています。例えば、どんなことやっているのかというと、目撃証言の信頼性、これ

は記憶の問題ですね。こういったものをどうやって評価すればいいのかですとか、あるいは、弁護士さんの法廷弁護技術というのを、心理学の知見に基づき、いろいろと検討したりということもされていたりします。それから最近では、司法面接というのが関心を集めていて、記憶を歪めないでいかに適切な聴き取りを行なうかですとか、そういういろいろな観点からアプローチがされています。今回は、こういった法心理学の観点から、可視化の問題についてちょっと議論してみよう、ということですね。

それでは早速本題ですけれど、そもそもなぜ可視化が必要なのかという話ですね。心理学的な観点から見ると、不適切な取調べというのは、気を付けていても、ときに起こり得るわけですよ。そうすると、その中で、例えば虚偽自白ですとか、あるいは、取調べのやり方によっては供述が本来体験した内容とは違ってしまふ、歪められてしまふといったことが起こり得る。そういう不適切な取調べによって生じる問題を、可視化することによって防いでいけるのではないかが、法心理

学の観点から見た、可視化の意義だったりするわけです。例えば、取調べを可視化することによって、不適切な取調べがなるべく起こらないように気を付けてもらう、抑止効果を狙おうというのもあるでしょう^①、あるいは、取調べの様子を録画や録音してデータとして残しておく、何かあったら、あとで専門家にデータを渡して、取調べが適切なものだったか検証できるようにしておくとか、そういったことが期待できるわけです^②。

ここではですね、上の不適切な取調べによって起こり得る具体的問題、これを紹介してみたいと思います。まず一つ目は虚偽の自白ですね。これはみなさん授業等でも聞いていると思うんですけど、実際には犯人でない人が、その取調べを受けた結果、「やりました」と虚偽の自白をしてしまう、これが虚偽の自白なわけです。中には、実際やっていないんだったら取調べがいくら辛いといっても自白することないだろう、そういう風な感想を持つ方もいると思うんですけど、実際こういうのは起きてしまうんですね。この虚偽の自白について、心理学でも研究されているんですけど、だいたい三つくらいのパターンで虚偽の自白がなされているってことがいわれています^{③④⑤}。

一つ目は自発型です。例えば、最近もどこの会社で身代わり出頭とありましたよね。あんな感じで、自分はやってないんだけど誰かをかばうためですとか、何かの目的で嘘の自白をする、こういったものが①の虚偽の自白に含まれます。②と③は少し複雑になるんですけど、それぞれについてもちょっと見て

いきます。②のパターンは、強制―追従型の虚偽の自白です。これは、取調べの圧力に屈して虚偽の自白をしてしまうタイプです。まあ、あの、取調べって、状況によってはかなり圧がかかるわけですね。そうすると、その取調べの圧力によって屈服あるいは追従し、認めてしまうということがときに起こり得る。これ、どうして起こるかというのですね、やっぱり人間辛いことから逃げたくて、当面の利益をつい優先してしまうというのが

あるんですね。長期的な利益を考えれば、ここは当然自白するべきではないわけです。もしやってないんだったら。有罪になっちゃいますからね。だけど、やっぱり人間の前に辛いことがあると、その取調べの圧力から逃げたいので、どうしても、まあ一旦ここはつらいから、そこでエスケープしておいて、あとで弁護士さんに頼んでなんとかしてもらおうとか、とりあえず認めてしまおうとか、そういうことをやってしまうんですね。それで虚偽の自白というのができあがります。これが②のパターン。圧力に屈してしまうというパターンですね。それから三つ目のパターン。強制―内面化型といわれているものです。これは②と同じで、虚偽の自白、「やりました」って言うんですけど、それだけでなく実際に自分がやったような気がしてしまう。つまり、最初は「やってません」って言っているんですけど、最終的には自白する。そして、自白の内容自体を自分で受け止めてしまう。自分がやったと思ってしまう。そういったタイプの虚偽の自白です。これ、どうして起きるかというので

すね、記憶の問題が絡んでいます⁽⁵⁾。自分の記憶が信頼できなくなる、例えば、もしかしたらそれに関わるようなことをちよつとやっていたのかな、とか、そういうのをどんどん自分の中で考えていっちゃうわけですね。自分の記憶に自信を持ってなくなつて、それで結局、そこまで警察の人が調べて言ってるんだつたら、あなたが全部間違ひではなくて、多少は何か関係あるのかな、と。そこから深みにはまつていって、結局自白はするし、その自白した内容も自分で受け入れてしまふ。これが強制—内面化型の虚偽自白です。

これだけ見ると、なんだか特殊な現象みたいに見えるんですけど、これって、現象自体は再現可能なものですね。例えばこの実験なんですけど、こんな感じで一人が文字を読み上げ、もう一人がパソコンで打つてことをやってもらうんです。その時に、ここAIキーツてわかりますかね、これ押しちゃうとPCがクラッシュするのでそれは絶対押さないください、と説明しておきます。それで、しばらくやっていると、PCが突然動かなくなってしまうんですね。これ、別にAIキー触ったからそうなったんじゃないかと、そうなるようにしてあるんです。そして、それを見た実験者が、「AIキー押しちゃったんですか、困りますね。データ消えちゃいましたよ。AIキー押したつていう書面にサインしてくださいよ」とか、そういうことを言うわけです。そうすると、実験条件にもよるんですけど、ある程度の確率で、結構多くの参加者が虚偽自白をしてしまふ、

そういうことがあるんですね。しかもそれは、その場しのぎの虚偽自白というパターンもあるけれど、その中の何割かは、実際に自分がAIキー押ししてしまった、だからそうなったんだ、そういう記憶を持ちたりもします。実際には押ししていないのに、虚偽自白をした上に、それを自分がやったと完全に認めてしまふ、そういうことが起こり得るわけです。

虚偽自白ですが、これが起こるかどうかは結構取調べのやり方ともリンク、繋がっているんですね。取調べのやり方、目的別にざっくりと、自白を得ることが目的の場合の取調べと、事件の情報を得ようとする目的の取調べに分けることができるかと思うんですけど、日本の場合はこっち、自白を重視する傾向にあるとも言われていたわけですよ⁽⁶⁾。そうだとすれば、どうしても、自白をとりたいたから、圧力をかけやすくなってしまうわけです。そうすると、虚偽自白が起こりやすくなる、そういうふうな構造になつてしまふわけですね。ですので、例えばビデオモデルというのがあるんですけど、自白を目的とするのではなく、情報収集を目的として取調べを行う方が、いろいろ都合が良いのではないかと。そういった議論がされています⁽⁷⁾⁽⁸⁾⁽⁹⁾。

そして、二つ目ですけれども、可視化をする理由には、供述の歪曲、これがなかったか検証しやすくなる、そういう意味もあるわけです⁽¹⁰⁾。取調べを受けていると、例えば、その過程で記憶が歪んでしまうことも起こり得るんですね。最初と言つてることが違うだろうと言われたりとか、いろいろな問題が起こり

得ます。可視化をしておけば、供述が変わっていくプロセスを
追うことができるので、供述に問題があるんじゃないかと、取調
べに問題があったんだとか、後から振り返ることができるん
ですね。そういう意味でも可視化っていうのは役に立つわけ
です。供述が変わるっていう話ですけど、人の脳っていうのは結構メ
カニカルなんです。一定の手続きをして、一定の条件がそろ
うと、人の発話内容っていうのは、結構変わってしまうもの
なんです。実際に見たものの内容が変わることもあるし、実際
には見えないものが思い出されてしまうとか、そういう場合も
あるわけです。

これ、なんでそういうことが起きるかかっていうと、記憶の歪
曲が起きているからです。例えば、交通事故の様子を思い出し
てもらおうとき、二台の車が激突した事故のことを思い出し
てください、というように教示したとします。その際、「激突し
た大事故」というのは、聞いた人にとって、窓ガラスが飛び散っ
ているなど事故が激しかった可能性を示唆する情報になってい
るわけです。こういうのを、事後情報というふうに呼んでいま
す。こういうのが取調べの中ででてくると、その都度記憶って
いうのはちょこちょこ影響を受けちゃうんですね。で、その結
果、大事故だからきつと両方窓は割れたんだろうとか、証言
がちよっと変わってきちゃうっていうことが起こり得るわけ
です。これを事後情報効果といいます。そういう研究はいろいろ
あってですね、例えば、質問の仕方によって車のスピードの印

象も変わるし、窓ガラスが割れたっていう報告が増えてきたり
ですね、いろいろなことが報告されています¹⁾。このように、取
調べ側からのヒントみたいな、示唆的な情報によって、結構影
響を受ける可能性があるわけです、記憶が。だから、まずは全
過程を録画しておいて、取調べがそういう人の記憶を歪めるよ
うな、そういうパターンに陥っていかないかどうかというの
を必要に応じて専門家が後でチェックする。これが可視化する
とやりやすくなるわけですね。

じゃあもうちょつと急ぎ足でいきたいと思うんですけど。も
う一つ可視化の観点の話があつて、可視化すると映像のデータ
が得られますよね。その映像のデータを裁判とかで見せるかど
うかっていうのが、ひとつ問題になってきます。今市事件²⁾で
知っていますかね。最近話題のやつなんですけど、これは取調
録画の映像を裁判員にも見てもらったっていうそういう裁判、
自白の任意性が大事なものになっています。七時間くらいの映
像を見てもらいました。で、結局、裁判員裁判で有罪判決になっ
たんですけど。こういう可視化したやつを見てもらうってこと
すると、結構いろんな検討しなくちゃいけない課題が出ていま
す。例えば、一つはですね、これ安部先生のお話にも出ていま
したけど、映像を見せるときの映像のアンクル、これによって
自白の任意性の評価が変わってきます。被疑者にフォーカスし
た場合と、取調べをしている人とされている人に同じようにフォー
カスした場合は、こっちは、被疑者にフォーカスした映像で見

てもらった時の方が、取調べで任意で自白されている、そういう評価がされるようになるんですね。だから、同じ情報を見てもらっているんだけど、その映像をどういう角度から撮るのか、たったそれだけで、結構裁判の行方が変わってくるかもしれない、とそういう問題があります。

そして二つ目ですね。ちょっと駆け足なんですけれど。本来は自白の任意性を調べる、検討するために映像を見せるんですけど、実際見せちゃうとそれだけじゃないんですね。有罪・無罪判断とかにその影響が出ないとも限りません⁽¹⁾。例えば、こういうのを確証バイアスっていうんですけど、我々はですね、仮説を確証できる情報ばかりを見ちゃうんですね。だから、ここで、この人悪いことやったのかな、そういう推測が映像から生まれちゃうと、それに基づいてその後の裁判の情報が処理されてしまい、仮に有罪側と無罪側の情報が両方あっても、有罪側ばかりに注意が向かいがちになり、結果歪んだ判断になってしまいます。そういうことも可能性として起こり得るわけですね⁽²⁾。

で、最後までめんどんですけど、そういうことなんで、録画すればそれだけで全部解決するのかというと、そういうわけではないんですね。さっきの安部先生のお話にもありましたけど、撮るのは全部撮るんだけどそれをどう運用するのかについては、いろいろなルール作りが必要なんじゃないかなと、そういうふうにご考えています。

ご清聴ありがとうございました。

【後記】

この講演録の作成にあたっては、刑事訴訟法ゼミの皆さんのご協力をいただいた。記して感謝申し上げる次第である。

(注)

- (1) 取調べの可視化実現大阪本部(二〇一三年)、可視化時代に向けての刑事弁護ノウハウ第三回、月刊大阪弁護士会 二〇一三年二月号五七〜五八頁。
- (2) 森直久(二〇一五年)、取調べコミュニケーションに見えたこと——発問方法・会話のマネジメント・司法文化(法と心理学会第一五回大会公開シンポジウム「取調室のなかに心理学者は何を見るのか?——可視化と心理学研究の可能性」)、法と心理一五巻二七〜三〇頁。
- (3) Kassin, S. M., & Wrightsman, L. S. (1985). Confession evidence. In S. M. Kassin & L. S. Wrightsman (Eds.), *The psychology of evidence and trial procedure* (pp. 67-94). Beverly Hills: Sage Publications.
- (4) Milne, R., & Bull, R. (1999). *Investigative interviewing: psychology and practice*. Chichester: Wiley. (ミルン, R., & ブル, R. 大橋靖史(訳)(二〇〇三年)、虚偽の証言、原聰(編訳)、取調べの心理学——事実聴取のための捜査面接法(一一一〜一三六頁)、北大路書房。)

- (5) Wolchover, D., & Heaton-Armstrong, A. (1996). *Wolchover and Heaton-Armstrong on confession evidence*. London: Sweet & Maxwell.
- (9) Orfsh, R. (1989). Coerced confessions: the logic of seemingly irrational action. *Critice Studies Journal*, 6, 1-15.
- (7) Kassin, S. M., & Kiechel, K. L. (1996). The social psychology of false confessions: Compliance, internalization, and confabulation. *Psychological Science*, 7, 125-128.
- (8) 指宿信 (二〇一三年) '取調べと可視化' 文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究「法と人間科学」中間報告書八八〜九三頁。
- (9) 仲真紀子 (二〇一四年) '司法場面におけるコミュニケーション' ション、片山 容一 (編) '自立と支援 (一四七〜一七四頁)'、岩波書店。
- (10) 警察庁が二〇一二年に作成した取調べの教本では、'自白を得ることを主とはせず、正確な情報の収集を目的とした手法を扱っている。警察庁刑事局刑事企画課 (二〇一二年)' 取調べ (基礎編) / Retrieved from <https://www.npa.go.jp/sousa/kikaku/20121213/shiryou.pdf>
- (11) Loftus, E. F., & Palmer, J. C. (1974). Reconstruction of automobile destruction: An example of the interaction between language and memory. *Journal of Verbal Learning and Verbal Behavior*, 13, 585-589.
- (12) 平山真理 (二〇一六年) '今市事件裁判員裁判は試金石となり得たか——傍聴記をもとにいくつかの刑事手続上の重要な課題を論じる'、法学セミナー一六二巻八号一〜五頁。
- (13) Lassiter, G. D., & Irvine, A. A. (1986). Videotaped confessions: The impact of camera point of view on judgments of coercion. *Journal of Applied Social Psychology*, 16, 268-276.
- (14) Lassiter, G. D., Slaw, R. D., Briggs, M. A., & Scanlan, C. R. (1992). The potential for bias in videotaped confessions. *Journal of Applied Social Psychology*, 22, 1838-1851.
- (15) 山崎優子・山田直子・指宿信 (二〇一七年) '取調べ手法とカメラアングルの組み合わせが事実認定に与える影響についての予備的実験'、立命館人間科学研究35巻六七〜七九頁。

被疑者取調べの現状と問題点



被疑者取調べの現状と問題点(一)

- 弁護人の立会権
 - 捜査段階での弁護人の選任率は低い
 - 弁護人立会権に関する告知義務は制度化されていない
 - 不当侵害に対して即時な法的救済措置が設けられていない
 - 違反効果は衡量により排除

被疑者取調べの現状と問題点(二)

- 取調べにおけるの連続録音
 - 調書を作る過程だけ録音・録画
 - 具体的に指摘できないと、逆に不利な認定になる。
 - 違反効果に関する規定の不十分により、実務上大きな争いになる

被疑者取調べの現状と問題点(三)

- 夜間取調べの禁止
 - 実際に同意した被疑者が多い。
 - 違反効果について、「原則的に排除、例外的に許容」とされるが、例外的要件は証明しにくい。

おわりにー弁護士としての私見

- 上記3つの制限規定は、被疑者の権利保障にとって重要！
- 上記3つの制限規定は、お互いに補足できる機能をしている。
- 立法する際、関連制限の要件を明確にするのみならず、違反効果も明確に規定すればより一層良い。

ご清聴ありがとうございました



台湾における可視化をめぐる状況

【熊本大学法学会主催シンポジウム】取調べの可視化をめぐる状況
2017.01.11 / 熊本大学

陳誌泓

弁護士 / 臺灣萬國法律事務所



自己紹介

- 陳誌泓 (チン シコウ)
- 台湾大学出身
- 第一修論は刑訴法関連
- 弁護士10年目
- 最初三年間の仕事の1/4は刑事関連。
- 現在は九大法学部に留学中。
- よろしくお願ひします。



はじめに

台湾の刑事訴訟制度について

- 沿革
- 日本の制度は参考され、類似性が高い
- ただ、捜査段階における取調べの規制は異なる

台湾における「取調べ」



台湾における「取調べ」(一)

○ 流れ

- 告訴・告発による捜査開始
- 任意の取調べ (検査両方)
- (検察官による) 逮捕令状及び (警察による) 逮捕執行
- 逮捕後の取調べ (検査両方)
- (検察官による) 勾留請求
- 勾留後の取調べ (検査両方)
- 起訴

台湾における「取調べ」(二)

○ 警察の取調室



- (7) 宇都宮地判平成22年3月26日判時2084号157頁。
- (8) 佐賀地決平成14年12月13日判時1869号135頁。
- (9) 大阪地判平成23年4月28日裁判所ウェブサイト。
- (10) 鹿児島地判平成19年2月23日判タ1313号285頁。
- (11) 大阪地判平成22年9月10日判タ1397号309頁。
- (12) 配置場所も、§198付近ではなく、証拠調べ請求に関する§301に追加する形を採っている。
- (13) 宇都宮地判平成28年4月8日裁判所ウェブサイト。東京高判平成28年8月10日判タ1429号132頁。
- (14) 安部の博士論文は、このような問題意識から、日米韓3ヶ国を比較して、「被疑者取調べの憲法的規制」を具体的に示したものです。CiNii Dissertations から閲覧可能ですので、探して見て下さい。

疑者について、捜査機関が取調べ等を行うときは、次の4つのいずれかに該当する場合以外は、被疑者の供述・状況を録音・録画により記録しなければならない。

- i 録画機器の故障など
- ii 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたら被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき
- iii 当該事件が暴力団構成員による犯罪に係るものであると認めるとき
- iv (省略)

2. 録音・録画記録媒体の利用方法

現行の調書を前提に、その任意性判断のための補助証拠としての使用 (§ 301の2①)

+ 調書の証明力 (供述の信用性) 判断のための補助証拠としての使用

Q. 記録媒体を、実質証拠として使用することができるか?

⇨心理学的な問題点により、誤った事実認定が行われる危険性【石崎先生⁽¹³⁾】

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

スライド参照

Ⅳ. 課題

- ・より多くの事件で録音・録画を行う必要性 (対象事件の拡大)
- ・記録媒体の取扱いに関する議論の活性化
- ・心理学などの他領域と更に協同し、公判廷における心理学鑑定を積極採用する等の必要性
- ・被疑者の権利保障を軸とした取調べ適正化方策を追求する必要性⁽¹⁴⁾

注

- (1) 調書の署名・押印が、被疑者のものであることに間違いがないこと。
- (2) 調書記載の内容が、被疑者の供述通りに記載されていること。
- (3) 大법원2004.12.16선고, 2002도537판결.
- (4) 第267回韓国国会 (臨時会) 法制司法委員会法案審査小委員会 (2007年4月16日)。
- (5) 富山地裁高岡支判平成19年10月10日裁判所ウェブサイト。
- (6) 水戸地裁土浦支判平成23年5月24日裁判所ウェブサイト。

大阪府警東署事件：窃盗事件について任意で事情を聞くとして捜査車両に乗った直後から、恫喝などの自白強要を行った事件⁽⁹⁾

志布志事件：公職選挙法違反事件の取調べで、孫の名前などを書いた紙を無理やり踏ませるなどの自白強要が行われていたことが明らかとなった事件⁽¹⁰⁾

3. 郵政不正事件 & 検察による証拠改ざん事件

郵政不正事件：障害者団体向けの郵便料金割引制度を不正に利用したとして、厚労省元局長が指示役と疑われたものの、指示が認められないとして無罪判決⁽¹¹⁾

→脅迫的取調べ、検察官による証拠改ざん、その上司による犯人隠避が発覚

4. 法制審議会—新時代の刑事司法制度特別部会

取調べ・供述に過度に依存しない捜査・公判の在り方について3年余に亘り議論

捜査機関は、最後まで取調べ録音・録画の導入に抵抗していた

→2016年改正法は、捜査権限の強化と引き替えに、ようやく録音・録画の導入を実現

II. 2016年刑訴法改正による明文化

1. 2016年改正法による取調べ録音・録画

法 § 301 の 2 ① & ④

長いので省略；現時点では未施行（2019年6月までに施行される予定）

2016年改正法の条文は、最新版の六法に収録されています。

○対象事件は、裁判員裁判対象事件 & 検察官独自捜査事件（§ 301 の 2 ① i ~ iii）

逮捕・勾留されている被疑者の取調べ・弁解録取などに限る（§ 301 の 2 ①）

○やや特殊・複雑な構成を採る § 301 の 2 ⁽¹²⁾

1 項 上記対象事件で身体拘束中の被疑者について、検察官が裁判で調書を証拠として取り扱って欲しいと請求した場合に、被告人・弁護人が、その調書の任意性に異議を申し立てたとき、当該調書が作成された取調べの開始から終了に至るまでの被告人の供述・状況を録画した記録と一緒に調べるよう請求する義務を検察官に課す

4 項 1 項で検察官に課した義務のために、上記対象事件で身体拘束中の被

障を同時に追求していることもあり、録音・録画の停滞は、そこまで大きな弊害を生んでいない

V. 韓国から日本へ—抽出できる示唆

取調べ録音・録画を過大視すべきではないこと

→違法取調べに対する抑止効はあるものの、決して万能ではない

取調べ過程の透明化を図る録音・録画と、記録媒体の証拠法的取扱いは明確に区別して議論すべき

被疑者の権利保障の観点に立脚した取調べ適正化策を別途追求する必要がある

E.g. 取調べ受忍義務の否定、代用監獄の廃止、弁護士立会権、黙秘権の効果的保障、身体不拘束捜査原則など

(派生論点)

録画・録音の権利性—被疑者は、取調べを録画・録音するよう要求する権利があるか？

日本における被疑者取調べ録音・録画

参考—日本の刑訴法の沿革

1890年明治刑訴法（フランス法系）→1922年大正刑訴法（ドイツ法系）

1947年日本国憲法&1949年現行刑訴法（アメリカ法系）（⇔日本型精密司法の定着）

I. 被疑者取調べ録音・録画の導入経緯

1. 各種誤判事件に対する再審無罪判決

水見事件：とある強姦罪でY氏が服役した後、別の強姦事件の被疑者が真犯人だと名乗ったことから、再審請求し、無罪判決が言い渡された事件⁽⁵⁾

布川事件：強盗殺人事件で無期懲役判決を受け、服役後、仮釈放されていたS氏とS氏が自白を強要・誘導されたとして再審請求し、無罪判決が言い渡された事件⁽⁶⁾

足利事件：女兒誘拐殺人事件で服役中のS氏のDNA型が、残留DNA型と一致しないことなどが明らかとなり、再審請求し、無罪判決が言い渡された事件⁽⁷⁾

2. 自白強要事件に対する注目

佐賀農協背任事件：取調べ担当検察官が、被疑者に対して「ぶち殺すぞ、この野郎」と暴言を吐き、自白を強要した事件⁽⁸⁾

されたときに限り、成立の真正性が認められる旨を判示（三段階連続推定法理の否定⁽³⁾）

⇒検察官作成調書の事実上の廃止

検察は、最強の検察官調書に代わる立証方法が必要になった

(1)国民の信頼回復、(2)調書の代替物確保という目的で、検察自ら主体的に導入を推進

Cf) 警察：検察の取り組みに刺激を受け、2006年1月から本格的試行

Ⅱ．2007年刑訴法改正による明文化

1．2007年改正法による取調べ録音・録画の要件

法 § 244の2 ①（抜粋）

「被疑者の陳述は、映像録画することができる。この場合、事前に映像録画の事実を告げなければならない、調査の開始から終了までの全過程及び客観的状況を映像録画しなければならない。」

○捜査官の裁量によって実施される（対象事件の設定はなし）

○次の要件を満たす必要がある

- (1)全過程性：1回毎の取調べを単位として、当該取調べの最初から最後までを記録する
- (2)必要事項の告知（刑規 § 134の2 ③）
- (3)リアルタイム表示（刑規 § 134の2 ⑤）
- (4)真正性（法 § 244の2 ②&③）

2．録音・録画記録媒体の利用方法

- (1)調書の実質的真正成立を証明するための使用（§ 312②）
- (2)公判廷において原供述者の記憶を喚起するための使用（§ 318の2 ②）
…視聴できるのは、原供述者のみ（事実認定者は視聴不可：刑規 § 135の5 ①）

*実質証拠として利用することはできないと理解されている⁽⁴⁾

Ⅲ．取調べ録音・録音の実施・運用状況

スライド参照

Ⅳ．課題

- ・捜査官の裁量的実施→必要的実施に変更
 - ・記録媒体の取扱いに関する議論の落ち着きを待つ
- ⇨「Ⅲ．実施・運用状況」停滞気味であるものの、被疑者の諸権利の効果的保

2017年1月11日

熊本大学法学会シンポジウム「取調べの可視化をめぐる東アジアの動き」

韓国における被疑者取調べ録音・録画 —現在地と課題を日本と比べながら—

安部 祥太 (青山学院大学)

はじめに—韓国を比較法の対象とする意義

日韓刑法法の極めて高い類似性・共通性
ロールモデルとしての役割・機能

I. 被疑者取調べ録音・録画の導入経緯

1. 検察庁被疑者拷問致死事件

2002年10月 ソウル地検庁舎内 特別訊問室における被疑者拷問致死事件
→2004年6月 10地検において取調べ録音・録画の試行が開始される
⇒検察の自浄能力をアピールし、国民の信頼を回復するため

2. 供述録取書の証拠採用要件に関する判例変更

(1) 従前の調書の証拠採用要件

警察官調書：公判廷等における被告人による内容追認 (旧法 § 312②)

検察官調書：①真正成立 (旧法 § 312①)

①- i 形式的真正成立⁽¹⁾

①- ii 実質的真正成立⁽²⁾

②特信性 (旧法 § 312①)

③任意性 (法 § 309①)

判例 ①- i 形式的真正成立の認定 = ①- ii 実質的真正成立を推定
= ②特信性を推定
= ③任意性を推定(確立した判例法理)

⇒検察官が作成した調書は、署名・押印さえ得られれば、すべて証拠採用された

判例法理により、無敵の検察官調書が誕生 (= 検察司法の支柱)

(2) 2004年大法院判決による判例変更

(背景) 公判中心主義を追求し、国際水準を充たす刑事手続を司法制度改革の中で志向

大法院 公判廷等において、被告人の供述によって実質的真正成立が認定

【参考】 弁護人立会いについて

②判例による弁護人立会い権の創設

【憲法裁】2004年決定
不拘束被疑者の取調べへの弁護人立会いを、被疑者の権利として認めた

- (1) 身体拘束されていない場合であっても、憲法上の弁護人依頼権は保障される
- (2) 弁護人の助言・相談がなければ、弁護人依頼権は形骸
- (3) 不拘束被疑者は、いつでも取調室を出て、弁護士事務所へ赴き助言を講ずることができる



不拘束被疑者が弁護人を伴った場合
捜査機関は立会いを拒否できない

49

【参考】 弁護人立会いについて

③2007年刑訴法改正による明文化

§243の2「弁護人の参与等」

立会い弁護人：訊問中、不当な訊問方法への異議（3項）
訊問後、意見陳述（3項）

⇨「正当な事由」あれば、立会いを制限できる

- ・取調べ妨害のおそれ
 - ・捜査機密漏洩のおそれ
 - ・違法な援助のおそれ
- （以上3つ、前掲判例も容認）



立会い権の制限・侵害 → 準抗告の対象（§417）
憲法訴訟（憲法裁判所への訴え）
侵害状態で得た自白＝証拠排除（2013年大法院判決）

50

【参考】 弁護人立会いについて

④弁護人立会いの実態と課題

(1) 警察段階における立会い実施状況

年度	刑事事件 検挙人員	弁護人立会い 回数	比率 (%)
2010年	1,389,986	1,065	0.08
2011年	1,355,990	1,439	0.11
2012年	1,377,544	1,831	0.13
2013年	1,382,269	3,096	0.22
2014年	1,353,769	3,839	0.28

53

【参考】 弁護人立会いについて

④弁護人立会いの実態と課題

(2) 検察段階における立会い実施状況

年度	刑事事件 処理件数	弁護人立会い 回数	比率 (%)
2008年	1,083,579	524	0.05
2009年	1,208,713	962	0.08
2010年	1,039,796	1,100	0.11
2012年	1,054,323	1,819	0.17

52

【参考】 弁護人立会いについて

④弁護人立会いの実態と課題

○ 検察・警察ともに、立会いが極めて低調な理由

- ・立会い弁護人の役割が曖昧 & できることが少ないため
…立会い制限する「正当な事由」の不明確さが恣意的に解釈されている
- ・意見陳述が捜査機関の承認の下でのみ可能なため
（拒否された場合、対抗する手段が現行法上存在しない）
- ・弁護人受任料が低い（割に合わない）
- ・取調べに立ち会うと、当該取調べにお墨付きを与え、公判廷で自白の任意性・信用性を争えなくなるため
- ・弁護士が取調べ実施日時を通知されないため
（犯捜規 §59②通知規定の形骸化）

53

【参考】 弁護人立会いについて

④弁護人立会いの実態と課題

○ 改善策

- ・国選弁護制度の拡充
- ・立会い弁護人の権限明確化
- ・取調べ日時通知制度の判訴法への明文化
- ・「正当な事由」の具体化



2007年刑訴法改正による明文化に留まらず
効果的な立会い実現へ向けた議論が
展開され続けている

54

平成二八年度法学部研究教育振興会主催シンポジウム
取調べの可視化をめぐる東アジアの動き

V. 韓国から抽出できる示唆

被疑者の権利保障の観点に立脚した取調べ適正化策を追求

具体的な例として…

- 黙秘権の効果的保障
- 弁護人依頼権の効果的保障
 - 取調べへの弁護人立会権
- 取調べ受忍義務の否定（黙秘権などと相容れない）
- 代用監獄の廃止（身体拘束と取調べの完全な分離）

安部の博士論文は、このような問題意識に基づいて、アメリカの取調べ規制（Miranda法理）が韓国でどのように継受・変容されたかを検討することで、日本における被疑者取調べの憲法的規制を提示しています（See レジュメ脚注（14））

その他一派生論点

- 被疑者取調べ録音・録画の権利性
…録音・録画を、「被疑者の権利」として構成し得るか？

韓国：権利性を否定（捜査官の裁量による実施）

米國：【連邦】

あくまでも、取調べの適正性を担保する制度

【多くの州】

あくまでも、取調べの適正性を担保する制度

【Alaska州】

デュール・プロセスが要求する憲法上の権利

Stephan v. State, 711 P.2d 1156 (1985)

日本：2016年改正法＝権利性を否定

⇨学説上は、権利構成する見解も目立つ

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

44

ご静聴ありがとうございました！

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

45

2017年1月11日
熊本大学法学部主催シンポジウム
「取調べの可視化をめぐる東アジアの動き」

【参考】韓国における被疑者取調べへの
弁護人立会い

安部祥太（青山学院大学）
shota.abe@als.aoyama.ac.jp

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

46

【参考】弁護人立会いについて

①録音・録画のように、捜査機関が導入を率先した

【警察】1999.6 内部指針 弁護人立会いを認める
…検察よりも人権保障に配慮した捜査機関としてのイメージを獲得したことから
＝被疑者の権利ではなく、警察の裁量・恩恵

【検察】2002.10 被疑者拷問致死事件が発生
2002.12 被疑者死亡事件を契機として導入
＝被疑者の権利ではなく、警察の裁量・恩恵



実施は極めて稀で、運用は停滞していた

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

47

【参考】弁護人立会いについて

②判例による弁護人立会権の創設

【大法院】2003年決定
身体拘束された被疑者の取調べへの弁護人立会いを被疑者の権利として認めた

- (1) 無罪推定原則→身体拘束の例外性
- (2) 例外的な身体拘束の危険（＝黙秘権侵害のおそれ）
- (3) 1&2への対策として、弁護人依頼権が憲法上の権利として保障されている
- (4) 接見交通権は、いかなる名分でも制限され得ない（1992年憲法裁決定）



被疑者の権利として、弁護人立会権を認めた

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

48

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

2. 検察における録音・録画の実施状況

検察の方針：身体拘束事件・取調べの価値が高い事件を指定し、録音・録画対象を限定

○録画されることが多い事件（多い順）

- ・詐欺
- ・道交法違反（飲酒運転）
- ・窃盗
- ・経済犯罪、行政犯罪
- ・凶悪事件 etc…



© 2017 Shota ABE, Ph.D.

37

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

See 警察における録音・録画の実施状況

…有名無実化していると報道されるほど、停滞している

年度	件数
2008年	89,338
2009年	73,371
2010年	32,124
2011年	21,174

→警察段階の取調べの重要性が相対的に低いため？

박광민・이성태「참고인진술에 대한 일상대화물의 활용방안」형사정책연구22권

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

38

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

○取調べ録音・録画が停滞している原因

【捜査機関の視点】

- ・調書の代替物として、実質証拠利用を期待したもののこれが叶わなかったため
 - 実施対象事件の絞り込み
- ・実施は捜査官の裁量であるため、記録したくない箇所を記録しなくても良いため

【裁判所の視点】

- ・記録媒体の再生は、公判中心主義に反すると同時に事実認定を歪ませるおそれがあり、記録媒体は「不良証拠」であると位置づけられているため（多くの裁判官が、記録媒体に拒否反応を示している）

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

39

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

○捜査官の裁量的実施を必要の実施に変更

→捜査の透明性を高め、違法捜査を更に抑止する

○記録媒体の取扱いに関する議論の落ち着きを待つ

→2015年5月の改正提案の動向が不明
強固に拒否する裁判所と、実質証拠利用したい検察

⇨黙秘権・弁護人依頼権（取調べへの弁護人立会権）の効果的な保障などを同時並行して追求しているため、録音・録画の停滞は、そこまで大きな影響はない

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

40

V. 韓国から抽出できる示唆

○多くの事件で録音・録画を行う必要がある

C) 日本の録音・録画（施行予定）の対象範囲

- ①裁判員裁判対象事件
 - ②検察官独自捜査事件
- 全体の2～3%に留まる

○記録媒体の取扱いに関する議論をより一層展開する

→映像の危険性を直視し、法的な対応策を検討する
東京高裁平成28年8月10日判決の展開を見守る

○心理学などの協同（学際研究の必要性）

→心理学などの視点を踏まえた、取調べの「科学化」
=今日のシンポジウムも、その1つとして意義が大きい

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

41

V. 韓国から抽出できる示唆

最も重要なことは、取調べ録音・録画記録媒体を過大視しないこと

○取調べ録音・録画→違法な取調べを抑止する効果がある

⇨取調べ以外の場合は、ブラックボックスのまま

録音・録画記録媒体は、事実認定を歪ませるおそれがある
→取調べ過程の透明性を向上させるとい意義と、記録媒体が有する危険性・取扱いに関する法的問題点を明確に区別しないと、録音・録画はむしろ危険

↓
「何のための録音・録画か？」を、もう一度考える必要性
被疑者の権利保障の観点に立脚した取調べ適正化策を追求

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

42

平成二八年度法学部研究教育振興会主催シンポジウム
取調べの可視化をめぐる東アジアの動き

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

See 警察の取調室・録音・録画機材など

- 開放型取調室の採用
日本の警察：「取調室」で被疑者を取り調べる

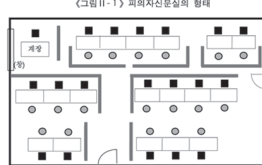


34

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

See 警察の取調室・録音・録画機材など

- 開放型取調室の採用
韓国の警察：警察官の事務室（大部屋）で取り調べる



■取調官
○被疑者
＝バーテーション

逃亡・自傷他害を防ぐため、手錠をしたまま取調べ

이동훈 「의뢰자신문의 현황과 개선책」
형사법연구20호 (2003년) 232면

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

See 警察の取調室・録音・録画機材など

- 開放型取調室の採用
大部屋の入り口に掲示された組織配置図



33

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

See 警察の取調室・録音・録画機材など

- 開放型取調室の採用
捜査担当部署は、警察署1階～2階に配置されている



机の両側に椅子
↓
ここで取調べを行う

© 2017 Shota ABE, Ph.D. 34

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

See 警察の取調室・録音・録画機材など



警察官調書の地位
検察官調書より低い
↓
警察取調べは
重視されていない？
十多くの死角あり
↓
2007年改正後も
拷問事例あり

© 2017 Shota ABE, Ph.D. 35

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

2. 検察における録音・録画の実施状況

年度	件数	人数
2010年	15,273	18,474
2011年	10,312	12,665
2012年	14,623	18,035
2013年	19,468	23,686
2014年	26,769	32,052

国家人権委員会「社会的弱者の刑事・司法手続上の防衛権保障実態調査」
(2015年) 169頁

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

36

Ⅱ. 2007年刑訴法改正による明文化

2. 録音・録画記録媒体の利用方法

○関連する重要論点—記録媒体の実質証拠使用の是非

立法過程：§312の2①を新設

＝記録媒体の実質証拠使用を認める規定

⇨前スライド揭示の理由などにより、

国会の審議過程で、同規定が削除された

(第267回国会 法制司法委員会(2007年4月16日)決定)

裁判所は、公式見解&判例の中で、実質証拠使用を否定

⇨検察、実質証拠使用を認める改正案を国会提出

(2012年廃案)

2015年5月、実質証拠使用を認める改正案を議員が提出

(審議中?続報なし)

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

25

対する日本は…?

録音・録画記録媒体の利用方法

録音・録画導入の目的：任意性に関する争いの回避

* 現行の刑訴法&その運用を前提として…

捜査段階で作成された調書の①証拠能力(任意性)と

②証明力(信用性)を判断することが想定されている



・検察、記録媒体を実質証拠として使えないか摸索中

・記録媒体を(事実上)実質証拠として使ったと解し得る

裁判例が出現(近時の例として、今市事件)

⇨東京高裁2016年8月10日判決による警鐘

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

26

対する日本は…?

録音・録画記録媒体の利用方法

現行法の規定を眺めると…

法§322(調書の証拠能力規定)を満たせば、

記録媒体を実質証拠として使うことは問題が無い…?

⇨映像インパクトなどを無視して、調書と同様に考えて

考えて良いのか?という疑問が残る(学界の趨勢)

記録媒体を実質証拠として使えるか?という点は、
近時の録音・録画巡る主要論点に!

○詳しく知りたい方は…

安部祥太「被疑者取調べの録音・録画と記録媒体の証拠法的取扱い」
青山ローフォーラム3巻1号(2014年)をご覧ください

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

27

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況

1. 録音・録画機材など

(1) 映像録画室の設置状況(検察)

2015年5月現在…

63箇所の高検・地検・支庁すべてに映像録画室を設置
合計773部屋の映像録画室が運営されている

(2) 検察における映像録画室

・検事の執務室の一角に設けられている

(いわゆる「取調室」ではない)

・カメラ2台で撮影

①被疑者を正面から撮影するカメラ

②空間全体を俯瞰するカメラ



© 2017 Shota ABE, Ph.D.

28

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況



© 2017 Shota ABE, Ph.D.

29

Ⅲ. 取調べ録音・録音の実施・運用状況



①被疑者の様子
②日時・事件番号等
③取調べ状況の俯瞰図
④取調べ検事、被疑者の
氏名などの情報

左側：被疑者の上半身
右側：取調室の状況

大蔵庁「新モdel 検査庁 検査庁 検査庁」
(高麗대학교 법과대학 교수 홍영기 선생님 제공)

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

30

平成二八年度法学部研究教育振興会主催シンポジウム
取調べの可視化をめぐる東アジアの動き

II. 2007年刑訴法改正による明文化

1. 2007年改正法による取調べ録音・録画の要件

(2) 必要事項の告知(刑規§134の2③)

- …録音・録画をしている旨(第1号)
- 取調べ開始時刻、取調べ場所(第2号)
- 取調べ官・立会人の氏名・職級(第3号)
- 黙秘権・弁護人立会権の告知(第4号)
- 取調べ中断時・再開時における理由・時刻(第5号)
- 取調べ終了時刻(第6号)

© 2017 Shohei ABE, Ph.D.

19

II. 2007年刑訴法改正による明文化

1. 2007年改正法による取調べ録音・録画の要件

(3) リアルタイム表示(刑規§134の2⑤)

…取調べ録音・録画の構図内に、録画日時がリアルタイムで表示されること

(4) 真正性(法§244の2②&③)

- …(a) 録音・録画後、被疑者又は弁護人の前で記録媒体を遅滞なく封印し、被疑者に署名させる
- (b) 被疑者・弁護人の要求がある場合に視聴させ、その内容に対して異議が申し立てられたときはその旨を記載した書面を捜査記録に編纂

© 2017 Shohei ABE, Ph.D.

20

II. 2007年刑訴法改正による明文化

2. 録音・録画記録媒体の利用方法

(1) 調書の実質的真正成立の証明(§312②)

§312①(検察官調書の証拠採用要件)

- 適法な手続及び方式による作成
- 被告人の公判廷供述による実質的真正成立の認定
- 特信情況の認定

↓

検察官調書は、3つの要件を全て満たせば、証拠とすることができる



© 2017 Shohei ABE, Ph.D.

21

II. 2007年刑訴法改正による明文化

2. 録音・録画記録媒体の利用方法

(1) 調書の実質的真正成立の証明(§312②)

…被告人が公判廷で実質的真正成立を否定



この調書は、私の捜査段階の供述通りに記載されていません!

→ 調書の記載内容が、被告人が捜査段階で供述した内容と同一に記載されているかを確認する目的で、記録媒体を再生する

© 2017 Shohei ABE, Ph.D.

22

II. 2007年刑訴法改正による明文化

2. 録音・録画記録媒体の利用方法

(2) 原供述者の記憶喚起(法§318の2②)

…公判廷において、原供述者が捜査段階における供述の内容を忘れた旨を述べた際に、記憶を喚起する目的で記録媒体を再生する

* 視聴するのは、原供述者のみ
事実認定者は視聴不可(刑規§135の5①)



© 2017 Shohei ABE, Ph.D.

23

II. 2007年刑訴法改正による明文化

2. 録音・録画記録媒体の利用方法

○ 関連する重要論点

記録媒体を実質証拠として使用することはできないと理解されている

* 実質証拠: 要証事実(犯罪事実)の存否を立証する証拠
→ 記録媒体は、調書のような形では使用できない

- 捜査段階(取調べ)で裁判結果が決まってしまう
- 公判が「劇場」となり、公判中心主義に反する
- 公判審理に時間がかかり、訴訟遅滞を招く
- 映像が有するインパクトが強くて強く、心理学的に望ましい証拠ではない【石崎先生報告?】 etc...

© 2017 Shohei ABE, Ph.D.

24

I. 韓国における取調べ録音・録画の導入経緯

1. 被疑者拷問致死事件
&
2. 調書採用要件に関する判例変更



検察は…
捜査の透明性を確保し、
国民の信頼回復を図りつつ
調書の代替物として、
取調べ録音・録画の導入を
自ら積極的に主張した！



© 2017 Shota ABE, Ph.D.

I. 韓国における取調べ録音・録画の導入経緯

- 警察官調書の証拠採用要件が厳しく（内容追認が要件）
検察官調書が不可欠なため、警察段階の取調べの比重が
相対的に低い
- 2012年1月改正刑訴法まで、警察は検察の補助機関
（日本の旧法と同様、第一次捜査機関ではなかった）
- 捜査実務慣習上、取調べは大部屋の事務室で行われる



検察ほど、取調べ過程の透明化が急務ではなかった

検察の取り組みに刺激を受け、
2006年1月に録音・録画を試行し始めた

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

対する日本は…？

- 各種誤判事件に対する再審無罪判決
E.g. 水見事件、布川事件、足利事件など
- 自白強要事件に対する注目
E.g. 佐賀農協責任事件、大阪府警東署事件、
志布志事件など
- 郵政不正事件 & 証拠改ざん事件



2010年 検察の在り方検討会議
2011年 法制審議会—新時代の刑事司法制度特別部会

捜査機関は、一貫して、録音・録画に消極的だった

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

II. 2007年刑訴法改正による明文化

導入経緯で触れた2つの出来事と並行して…

2003年以後、司法制度改革が行われる

- ① 大法院の機能と構成
- ② 法曹一元制の導入
- ③ 法学専門大学院（ロースクール）の新設
- ④ 国民参与裁判の導入
- ⑤ 刑事司法制度の改善



被疑者・被告人の権利保障を充実させ、公判中心主義を
追求するための刑事訴訟法の改正へ向けた動き

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

II. 2007年刑訴法改正による明文化

法§244の2①

被疑者の陳述は、映像録画することができる。この
場合、あらかじめ映像録画の事実を告知しなければなら
ず、
取調べの開始から終了までの全過程及び客観的状况を
映像録画しなければならない。

- ① 告知をした上で
- ② 捜査官の数量により
（対象事件の設定なし）
- ③ 取調べの開始から
終了までの全過程を撮影



© 2017 Shota ABE, Ph.D.

II. 2007年刑訴法改正による明文化

1. 2007年改正法による取調べ録音・録画の要件

- (1) 全過程性
- (2) 必要事項の告知
- (3) リアルタイム表示
- (4) 真正性



(1) 全過程性

…一回ごとの取調べを単位とし、当該取調べの最初から
最後までを記録する
* 被疑者一人に対する一捜査機関における「全ての取調
べ」ではない！

（第267回国会 法制司法委員会（2007年4月30日）決定）

© 2017 Shota ABE, Ph.D.

2017年1月11日
 熊本大学法学部主催シンポジウム
 「取調べの可視化をめぐる東アジアの動き」

韓国における被疑者取調べ録音・録画
 一現在地と課題を日本と比べながら一

安部祥太（青山学院大学）
 shota.abe@als.aoyama.ac.jp

© 2017 Shota ABE, Ph.D. 3

はじめに—韓国を比較法の対象とする意義

○韓国法は、仏→独→米の順に影響を受けた日本法とは関係がないのでは？

世界史の近現代史を想起せよ！

- 1910年 日韓併合
- 1912年 朝鮮刑事令：日本の仏法系の刑法法を依用
- 1923年 朝鮮刑事令改正：独法系の大正刑法法を依用
- 1945年 アメリカ信託統治：英米法の理念を導入
- 1954年 韓国刑法制定：依用大正刑法法をベースに日本の現行法を参考とした
- ～1987年 権威主義独裁体制
- 1987年 民主化：アメリカ法ベースの改革

© 2017 Shota ABE, Ph.D. 3

はじめに—韓国を比較法の対象とする意義

- 韓国刑法も、仏→独→米の順に影響を受けている
- 植民地統治などの影響で、日本法が「母法」

日韓刑法の極めて高い類似性・共通性

+

- 民主化後の積極的改革（アメリカ型権利保障の具体化）
- …常に、日本における議論を参照しながら
- 先進国化のため、刑事手続の国際化を追求

日本の議論を具現化した姿を見ることができる
 良くも悪くも、ロールモデルとして機能している

© 2017 Shota ABE, Ph.D. 3

I. 韓国における取調べ録音・録画の導入経緯

Point：捜査機関が主導して録音・録画を導入

1. ソウル地検被疑者拷問致死事件

2002年10月 ソウル中央地検庁舎内の特別訊問室で被疑者死亡事件が発生

特別訊問室…ソウル中央地検11階に設置されている外部と完全に隔離され、徹夜で取調べを行うためにベッドとトイレが設置された約8坪の密室

一検察に対する国民の強い不信

＝捜査の透明性を確保し、信頼回復の必要性

© 2017 Shota ABE, Ph.D. 4

I. 韓国における取調べ録音・録画の導入経緯

1. ソウル地検被疑者拷問致死事件

- 2002年10月 被疑者拷問致死事件
- 2004年1月 検事総長に録音・録画導入を建議
- 2004年2月 法務部長官に録音・録画導入を建議
- 2004年6月 10地検において、録音・録画試行開始



自浄機能があることをアピールし、国民の信頼を回復するために、検察自ら導入！

© 2017 Shota ABE, Ph.D. 5

I. 韓国における取調べ録音・録画の導入経緯

2. 調書採用要件に関する判例変更

【大前提】韓国における被疑者取調べ調書について

(a) 調書作成義務

「被疑者の陳述は、調書に記載しなければならない」
 (法§244①)

(b) 問答式調書の作成

明文規定はないものの、調書は問答式で作成されている
 (次のスライドを参照)

© 2017 Shota ABE, Ph.D. 6